

会 議 録

会議名(審議会等名)	第4回小金井市男女平等推進審議会(令和2年度第3回)
事務局	企画財政部企画政策課男女共同参画室
開催日時	令和2年8月24日(月) 午後2時から午後5時30分
開催場所	市役所本庁舎第一会議室
出席者	委員
	佐藤百合子委員(会長)、倉持清美委員(副会長)
	永並和子委員、唐家妙子委員、川原美紀委員
	牧野まや委員、松本千穂委員、吉田孝委員
事務局	企画財政部長 天野 建司
	企画財政部男女共同参画担当課長 深草 智子
	企画政策課男女共同参画室主任 渡邊 拓樹
	コンサルタント会社研究員
欠席者	石田静子委員、塩原真一委員
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者	5名
会議次第	別紙のとおり
会議結果	別紙会議録のとおり
提出資料	別紙のとおり

第4回小金井市男女平等推進審議会（第9期）

令和2年8月24日（月）

1 開会

【佐藤会長】 では、時間になりましたので、第4回男女平等推進審議会を始めます。

発言につきましては、会に先立ちまして、会長から委員の皆さんにいつものようにお願いいたします。記録作成上、発言の際はお名前を名のっていただいてから発言を始めていただきたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、男女平等推進審議会の運営については、委員の皆様には事前に事務局よりお知らせしていますが、座席の間隔を空けて、マスクの着用、参加者の体調の把握や換気などの対応を行いながら開催いたします。ですから、窓もちょっと開けてあります。また、途中で体調が悪くなった場合は、事務局に申し出てください。委員の皆様並びに傍聴者の皆様にも御理解と御協力をお願いいたします。なお、本会議室の定員は60名ですので、出席及び傍聴者を合わせて半分以下の30名となりますところから、傍聴者は15名となっております。

傍聴者の方にお知らせいたします。傍聴席に傍聴者用意見用紙がありますが、御意見がある場合はこの用紙に御記入いただき、事務局へお渡しください。頂いた御意見は会長判断により必要に応じて審議会の参考とさせていただきますが、御意見に対する質疑応答は行いませんので御理解ください。

それでは、定足数の確認をいたします。男女平等基本条例第31条第2項では、委員の半数以上の出席があれば会議を開くことができることになっております。委員は10人ですので、定足数は5人以上となります。今日は石田委員と塩原委員が欠席のため8名となりますので、会議を開くことができるというふうになっております。

議題の確認からいたします。議題は、1、報告事項として、まず（1）令和2年度企画政策課男女共同参画室事業一覧、（2）第5次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書における質疑等・確認事項について。議題2（1）男女共同参画施策の推進について。これは推進状況報告書に対する評価及び意見についてです。（2）（仮称）第6次男女共同参画行動計画（素案）について。（3）パートナーシップ宣誓制度についてとなっております。

本日の審議は、お手元の次第のとおり進めてまいります。報告事項2点、資料3点が提出されています。

資料1、令和2年度企画政策課男女共同参画室事業一覧。資料2、第5次男女共同参画行動計画における令和元年度推進状況調査【調査票1】質問・意見一覧。資料3、（仮称）

第6次男女共同参画行動計画施策体系案。

次に、議題は3点となります。議題（1）男女共同参画施策の推進については、令和元年度推進状況調査報告書に対する評価及び意見についてです。資料2に質問・意見の一覧が載っております。

議題（2）（仮称）第6次男女共同参画行動計画（素案）については、前回の審議結果を反映させています。また修正と追加もしております。資料3、それから参考資料として、第5次男女共同参画行動計画事業内容、（仮称）第6次男女共同参画行動計画（骨子案）です。

続いて議題（3）パートナーシップ宣誓制度について、参考資料、パブリックコメントの結果一覧です。

議題は以上となりますが、何か皆様から特別な御意見がなければ、このように進行したいと思います。順序か何かで、こちらのほうが先のほうがいいというご意見がありましたら、お申し出ください。

資料の不足などはありませんでしょうか。皆さん、よろしゅうございますか。

では、進めさせていただきます。

2 報告事項

（1） 令和2年度企画政策課男女共同参画室事業一覧

【佐藤会長】 まず、報告事項（1）令和2年度企画政策課男女共同参画室事業一覧についてです。事務局から報告をお願いいたします。

【事務局（深草）】 資料1、令和2年度企画政策課男女共同参画室事業一覧について、御説明させていただきます。令和2年度事業一覧につきましては、5月の審議会の資料として事前に既にお配りしているものがございますが、追加などがございましたので、改めて御説明させていただきます。

まず、1番、小金井市男女共同参画シンポジウムにつきましては、今年度の前半に緊急事態宣言が発令され、例年6月、7月というところを目指して実施しているところでございますが、こういった状況から前半につきましては実施できなかったということがございます。

こちらのシンポジウムにつきましては、年度後半ぎりぎりになると思いますが、開催に向けて方法など現在検討を進めている状況でございます。また決まりましたら、皆様のほうにもお知らせいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2番、多摩3市男女共同参画推進研究会につきましては、現在、市民サポーターの方な

どの御協力を頂きながら、本年度は平成30年から3年間の最後の締めくくりの年と位置づけておりまして、若者へのワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、何らかの成果物の作成に向けて検討を進めている状況です。

続きまして3番、市民参加による事業は2点ございます。こがねいパレットは、男女平等推進審議会の川原委員が実行委員として御出席いただいております。こちら、日時が決まりましたので、御連絡いたします。日時は、11月8日日曜日、午後1時半から、場所は萌え木ホールで開催いたします。今回の定員ですが、新型コロナ感染拡大防止の関係がございまして、35名程度での開催を予定しております。事前の申込み制ということで検討を進めております。

今回のテーマにつきましては、「ダメでいい！ ダメがいい！ ありのままを認めれば子どもたちは最高に輝く」というテーマで、教育分野で御活躍されております方をお呼びし、講演会の実施を予定しております。こちらは、子どもたちの教育にこれまで長年携わっていらした井本陽久さんを講師にお呼びして、子どもたちの教育を通して見えてきた、生きていく上で大切なものとは何か。自分らしくいられる場所とはということで、参加された皆さんと一緒に考えていければということでテーマ設定をしております。

次に(2)情報誌『かたらい』についてです。こちらは、9月、3月、年2回発行しております。審議会の佐藤会長に編集委員として御参加いただいております。現在編集作業などを進めておりまして、9月末に第52号発行の予定としております。また発行されましたら、皆様のほうにはお送りさせていただきます。

次に4番、女性総合相談につきましては、例年どおり59回の実施で行っております。ですが、現在新型コロナウイルス感染予防のため、原則電話相談で実施しております。

5番、再就職支援講座は、例年どおり宮地楽器ホールでの開催を予定しております。

6番、7番は、例年通り実施ですので、また時期になりましたら御案内いたします。

8番、市報を通した広報・啓発についてです。現在8月1日号、男女平等社会を目指してというところまで行っておりますので、お知らせいたします。今後も、ワーク・ライフ・バランスなど、様々な分野での男女共同参画を進めていくためということで、市報などでの啓発は引き続き行ってまいります。

裏面の2ページになります。

9番、事業実施を通じた周知です。周知しております内容は、男女平等都市宣言や男女平等基本条例など、イベントや何かの際にはこうした条例などを皆さんにお配りし、そして手に取っていただくことで、啓発・周知を進めているところです。

10番は、例年どおり印刷物を通じた情報提供について、成人式の日成新成人の皆様

配布している冊子、そしてDVの広報カードとして、女子トイレや第二庁舎の入り口などに置いてあります。また、「知っておきたいデートDV」については、ホームページでの周知となっておりますので、何かの際には御覧いただければと思います。

11番、パートナーシップ宣誓制度の実施は、これまで男女平等推進審議会委員の皆様には様々な御意見を頂き、制度についてパブリックコメントを実施いたしました。こちらの制度につきましては10月の要綱制定を予定しておりまして、制度の理解促進を目的に、市職員等への研修会を9月に実施を予定しております。こちらは市職員等となっております。研修に関しましては、男女平等推進審議会委員の皆様にも、もし御都合がよろしければ、御出席いただければと考えております。この後のパートナーシップ宣誓制度についての検討の際に、改めてこちらの日程などはお知らせいたします。

12番、その他といたしまして苦情処理、そして国内研修事業参加費補助、緊急一時保護施設運営費補助、(4)の緊急一時保護宿泊費等助成。こちらは令和2年度より新規の事業となっております。この制度の概要を簡単に申し上げますと、配偶者からの暴力などにより緊急に避難が必要な母子または女性に対し、身の安全の確保のため、一時的に利用した宿泊施設の宿泊費等を支給する制度です。

男女共同参画室事業一覧については以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

では、事務局の説明への御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

【永並委員】 4番の女性総合相談の件ですが、現在電話で相談を受けていらっしゃるということですが、どのぐらいの実績があるのでしょうか。

【事務局(深草)】 実績に関しましては、この制度は予約制度になっておりまして、予約もかなりいっぱいになっておりまして、皆さん御利用率としては高い状況になっております。

【佐藤会長】 ほかにございませんか。

【川原委員】 今年こがねいパレットはコロナの影響とかもあって、もしこのままいろいろまた自粛とか進んだ場合にオンラインで参加とかができないのかと。

【事務局(深草)】 すいません。今この場で検討がどうかということがあります。男女平等推進審議会ですので、こがねいパレットの実行委員会の方に詳しいお話というのはさせていただければと思います。実際に対応ができるのかどうかということも含めて、当日の機材や操作部分ということもございまして、そうしたことを考えた上で、実際この11月8日にできるのかどうかということも考えていかななくてはいけないということで、回答させていただきます。

【佐藤会長】 よろしいですか、私も少し伺いたいんですが、こがねいパレットをずっと見ていますと、男女共同参画というより、もっと広い視点でやられているらしいような感じを受けるんですけど、それはどのような話し合いをしていらっしゃるか、ちょっと教えていただけますか。

【事務局（深草）】 テーマですね。

【佐藤会長】 テーマについて、もちろん男女共同参画の会をやっていたらなかなか人は来ないというのは、もう昔から言われていて、それは分かっているんですが、どうもこの二、三年見ていると、ちょっと何か離れているなという感じがします。けれど、それで出席者が多くなってというようなところが見えるんですね。どのようにこがねいパレットの中で話し合われているのかなと、ちょっと気になったので伺いたいんですが。

【事務局（深草）】 こがねいパレットのテーマ設定についてというようなことだと思いますが。

【佐藤会長】 そうです。

【事務局（深草）】 こがねいパレットは、男女共同参画を推進し、周知し、皆さんに広く知っていただくために市民参加で実施している事業ということになります。実行委員の皆様、男女それぞれいらっしゃいまして、その中で実行委員の皆さんが興味のある分野というのが一体どんな分野なのかというところをまず挙げていただいております。当然男女共同参画に関するものというところを常に軸に考えていただきながら、その中で男女共同参画を進めるために、教育分野へも進めたほうがいいのか。それとも、もう少し生き方というところがいいのか。去年は、防災や環境といったようなことや、女性が悩みを抱えやすい部分というところに関して、漫才を通して皆さんと一緒に考えていきたいと思いますという企画ですので、男女共同参画は常に意識し、実行委員の皆さんにも意識していただきながら、その中でどういったテーマを設定していくのかというところは、いろいろ御意見を頂きながら決めていっているところです。

今回、子どもたちというところが気になるところなのかと思いますが、講師の方については、長年学校教育現場で様々な子どもたちを見ていく中で、子どもたちの育ちを通して、自分たち大人として何か感じるものがあるのではないかというような御意見も頂き、そして今回井本陽久さんを講師にお迎えして、お話を伺うということになりました。

【佐藤会長】 男女共同参画については、原則的にはもう底に流れていて、そこからいろいろ派生していると捉えてよろしいですか。

【事務局（深草）】 はい。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

【唐家委員】 4番の女性総合相談なんですけれども、これは対面が難しいということで、原則電話相談で実施とあるんですが、メールでの対応というのはされていらっしゃるんでしょいか。

【事務局（深草）】 メールでの女性総合相談は現在は実施しておりません。DV相談などは国でメールやチャットなどの相談は受けておりますので、もしそういったことを希望される方に関しましては、国などの制度の御案内をする場合もございます。

【唐家委員】 分かりました。

すみません。もう一点なんですけれども、10番の印刷物を通じた情報提供なんですけど、「新成人のみなさんへ」というのは、対面で直接資料をお渡ししていると思うんですけど、(2)と(3)がDV相談緊急連絡先広報カードというのが、市の施設でしか配布されていないということと、「知っておきたいデートDV」というのがホームページなどでしか周知されていないということについて。特に「知っておきたいデートDV」は若年層の人たちが対象になるかと思うんですけども、例えば高校だったり市内の教育機関といったところでの、若年の方は市のホームページになかなか来ることが、見ようと思うことがあまりないのかなと思ひまして、少し気になりました。予算が取れないということですか。

【事務局（深草）】 まずDVのカードについてです。市の施設の女子トイレに置いてあります。あと、公共施設などにも置いてあります。もう一つ配布しておりますのが医療機関です。医師会と歯科医師会の御協力を得ておひまして、何かの際にお渡しできるような体制に努めてあります。そういったことで年に何枚かそれぞれの医療機関のお手元に届くような形で配布はしております。また、民生委員の皆様にもお渡ししひまして、もしこういった何か気になるケースがありましたら、カードをお渡ししていただき、男女共同参画室などの連絡先を知っていただくためにも配布しております。

この「知っておきたいデートDV」なんですけれども、ホームページとカラーコピーがありませんので白黒のものではございますが、現在第二庁舎の入り口に置いてあります。若い方たちだけではなく、デートDVについては、むしろ一定の年齢以上の方もあまり知識をお持ちでない方もいらっしゃるひますので、手に取っていただけるような形にしてあります。

ネットに載せてホームページで周知というところなんですけど、若い方がデートDVといったキーワードを入れていただければ、市のホームページに載っているということが分かりますので、ホームページに載せるといひのは、一定若い方に関しても啓発というところにはつながっていくと考えてあります。

【唐家委員】 ありがとうございます。

今のところは、小学校や中学校や高校のお手紙としての配布というのはないというところになりますか。

【事務局（深草）】 今のところはないです。

【唐家委員】 分かりました。ありがとうございます。

【佐藤会長】 でも、非常に重要ですよ。医師会とか歯科医師会に配っているんですたら、その先も全部括弧の中に書いていただきたいし、3番については、中学校、高校、あるいは小学校高学年から関係するとは思いますが、予算があれば生徒全員に配ってほしいかなと思います。市立の小・中学校、公立の高校、私立の中学校・高校の学校には、生徒じゃなくても入り口のところに、保健室の入り口のところにちょっと置いておいてほしいなという感じがしているんですけど。

【事務局（深草）】 教育現場ということになりますと、教育委員会が当然関わってまいりまして、教育のほうでこういったところについては、この冊子を使うことが適切なのかどうかということも考えていかななくてはいけないと思いますが、やはり表現の部分で、小学生、中学生、高校生といったところはそれぞれ違いがあると思います。大人を対象に作られているこちらの冊子をそういったところで配布することに関しては、こちらからぜひ勧めたいということがいいのかということより、むしろ教育現場で、こういったデートDVについての知識などを得るための何か取組というのは、別途、されている可能性はあるのかなと思っております。

【佐藤会長】 それは、計画のほうでちゃんと見ればいいと思うんですね。こちらのほうでね。

【川原委員】 今PTAをやっているんですけども、多分学校等の場合は思春期講座というものがあって、結構そういう性教育とか子どもに対しての、こういうデートDVまでは私は企画していないですけども、小学校からでもそういう性教育はすごく大事ですよというところは、多分各学校のPTAなどでは開催されていると思うんですけども、啓発パンフレットというのは大人向けのものなんですか。

【事務局（深草）】 大人というのが何歳からかというのは明確にするのは難しくそこは何とも申し上げられない部分はあるんですが、男女共同参画のほうで行っておりますのは一般に向けて学生さんもいらっしゃると思うんですが、大人に対してというところですよ。子供たちへ分かりやすい表現をとというようなことまで対応していない冊子です。

【川原委員】 これは国からでしたでしょうか。

【事務局（深草）】 こちらどのような経過で作成したかについては今資料がないので不

明です。少し前のものではあるんですけども、デートDVに関して詳しく書いてあるまとまった冊子になっておりますので、それほどページ数は多いわけではないんですが、見やすいイラストなどもあります。

【佐藤会長】 教育委員会ともうちょっと連携をして、どういうふうなことをやっているかということを確認したほうがいいですね。これだけで見ている生徒には伝わっていないんですよね。先生方には研修とかいろいろやっているようですけども、そこら辺のところは気になります。

ほかにございませんでしょうか。

【川原委員】 この12番の(4)の令和2年度よりという新しい取組は、私はちょっとこれ、初めて知ったんですけども、何か市のホームページとかですごく分かりやすくなっていたり、お知らせというのは何か。

【事務局(深草)】 この事業は、配偶者からの暴力などを受けている方を対象とした事業ということですので、あまり全面的に事業のPRといたしまして、ホームページで何かこういったことがありますので御利用くださいというような形の広報は行っていません。この制度をつくりましたのは、男女共同参画室が、DV被害者の相談窓口としての機能がございます。そうして関係機関と連携しながら相談などを行っていくわけですが、その際にやはり必要な部分ではないかという認識のもと、制度化してきたというところになります。

【佐藤会長】 DVというのは微妙なことがございます。令和2年度から利用されることになったということを知って、非常にほっとしています。

あと、8番の広報を通じた周知・啓発というのも、市報でいつもより多く出ているような気がしています。割とよく見るものですから。こんなに見ると男女共同参画という言葉も市民の間に浸透していくのではないかなという感じはしていますので、ぜひこの調子で載せていってください。後半もお願いしたいというところです。

あとはよろしいですか。何か質問がありましたら、どうぞ。よろしいですか。

【唐家委員】 11番のパートナーシップ宣誓制度等の実施で、9月に市職員の方への研修を実施するとあるんですけども、これというのは、例えば当事者の団体の方からのヒアリングや直接お話を聴く機会というものの開催、そういう会の開催というのは。研修というのは、どういった方が研修をされるのでしょうか。

【事務局(深草)】 研修の講師というところでよろしいですか。

【唐家委員】 はい。

【事務局(深草)】 パートナーシップ制度が今回10月実施を予定しております。パー

トナーシップ制度というのは、性的少数者の方への理解促進が目的の制度というところで取り組んでおります。今回のこの研修会につきましては、多様性への理解促進を目的とした研修です。

まず、講師につきましては、埼玉大学准教授の渡辺大輔さんという方をお呼びして研修会を実施する予定でおります。この方は、ジェンダーやマイノリティーなどの研究を専門とされていらっしゃる方で、これまでも研修会などを実施している実績がございます。そして、講師の方の講演会にも男女共同参画室のほうでも実際に出席してみました。この方であれば、研修の目的とする多様性への理解促進という内容について、講師としてふさわしいのではないかと考え、お願いしたところです。

【唐家委員】 性的マイノリティーの方についての勉強会をされるということですか。制度の例えば運用で気をつけないといけないこととかいろいろあると思うんですけど、そういうことよりかは、課題となっていることについての勉強会を行うということでしょうか。

この制度を制定するに当たって、例えばなんですけど、パートナーシップを申請するときのカミングアウトだったりアウトティングにつながるということも、後からすごく定めないといけないなというふうに感じているところなんですけど、そういった運用面での研修も含んでいるのでしょうか。

【事務局（深草）】 今、委員がおっしゃいましたようなアウトティングというのは、重要で多様性への理解をしていく中で、気をつけなくてはいけないところという認識ではおります。今回、講師をお願いしました方に関しましては、やはりマイノリティーなどの研究の専門家というところでもありますので、気をつけなくてはいけないところ、そして、そういった方たちが抱えている課題といった両面からお話しいただけるのではないかと考えております。

具体的にこれに関してお話ししますということではなく、今回制度に取りかかっている最中というところもありますし、まだあまり詳しいことというのが、市の職員としての基本的な知識というのがどこまで浸透しているのか見えない部分ではありますので、こうした研修を通して、性的少数者の方に限らず、ジェンダーや多様性に関する理解促進につながっていくのではないかと思います、専門的に研究されている方を講師としてお招きして、お話を伺うということになります。

【佐藤会長】 市職員への研修というのは、これ1回だけではないですよ。1回では足りませんよね。

【事務局（深草）】 今年度は午前と午後、それで2回ということで考えております。

【佐藤会長】 内容的には1回ですね。でも、それぞれちょっといろいろな問題があるので、何か月たったらまた実施するとか、翌年にはちょっと別の観点から取り上げるというようなことはやりますか。

【事務局（深草）】 平成30年度から市の職員に関しまして、人権研修の中で多様性についての研修は行っております。既にそういった研修も実施しておりますが、やはり今回制度をつくるというところで、詳しい研修をということで実施いたします。多様性についての研修会というのは、まだ来年度予算が決まっていないうちでできますということはちょっと申し上げられないんですけども、来年度以降も継続していくようなことで考えは持っております。

【佐藤会長】 やはり1回だけではちょっと無理だと思いますので。去年の調査のことですけれど、男女共同参画という言葉が、市の職員でも4割未満ということに非常にショックを受けています。担当する方たち、特に窓口の方たちにそこら辺をちゃんと理解していただかないと困るかなと思うので、2回、3回というふうにやっていただきたいなというふうには思っております。あと、よろしいですか。

【吉田委員】 今アウトィングの話になりましたけれど、でも、先般国立市の女性と男性及び多様な性の平等参画に関する条例というのがありましたよね。

【事務局（深草）】 パートナーシップに関して国立市の条例は、今、検討段階と聞いております。

【吉田委員】 そうですか。その辺の形での取組というのは、小金井市も条例としても前向き。三重県でもやっていますよね。そういうふうな条例への取組というのは、同じように行うのですか。

【事務局（深草）】 アウティングに関しての取組を行うかどうかというところでしょうか。

【吉田委員】 そうですね。アウティングを含む条例というのが、国立市で作成するようになるので、条例っていいですか。

【事務局（深草）】 今回の研修に関しましては職員等ということで、職員を中心に実施します。

【吉田委員】 対象者はそういう人で実施するということですね。

【事務局（深草）】 はい。また、市民の方々に対して、そうした皆さんに知っていただき、理解を進めていくために必要なことという位置づけであれば、また別の機会に何らかの形で行うことも可能かとは思っております。前回の『かたらい』の中では、多様性への理解促進ということで当事者の方の寄稿を載せさせていただいております。何年か前にも

LGBTへの理解促進ということで、当事者の方のお話なども載せております。

そうした中で課題として、皆さんに知っていただくための啓発というのは進めておりますので、具体的にこれをやりますと、この課題に関して何かをやりますというところではなく、全体的なところで周知を図っていくことに取り組んでいます。

【吉田委員】 近隣都市でそういうことをやっておられるから、国立のように取り組むものかなと思ひまして、お聞きしました。以上です。

【佐藤会長】 あと、よろしいですか。

それでしたら、今の御意見等を含めまして、今後も小金井市がこういう事業をやっていくということを御理解いただきたいと思ひます。

(2) 第5次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書における質疑等・確認事項について

【佐藤会長】 報告事項(2)に行きたいと思ひます。次に第5次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書における質疑等・確認事項についてです。それでは、事務局から報告をお願いします。

【事務局(深草)】 では、報告事項(2)として、簡単に御説明させていただきます。

まず、第5次男女共同参画行動計画令和元年度の実績報告に関しまして様々な御意見を頂きました。今回、資料2としてお配りさせていただきましたものは、皆さんから頂いた御意見をそのまま載せさせていただいております。質問と御意見につきましては36項目、自由記載欄などにもいろいろ意見を頂き、ありがとうございました。

後ほど議題(1)で説明しますので、取りあえずこのところに関しましては、以上となります。

【佐藤会長】 では、細かいことは議題議題(1)のところで行っていただこうと思ひます。

それでは、報告についてはこれまでということで、次の議題に移りたいと思ひます。

3 議題

(1) 男女共同参画施策の推進について

推進状況報告書に対する評価及び意見について

【佐藤会長】 議題(1)男女共同参画施策の推進について。推進状況報告書に対する評価及び意見ということで、報告事項(2)を踏まえて、議題(1)に入っております。

第5次男女共同参画行動計画期間の令和元年度推進状況調査報告書が提出され、審議会

として、内容や状況について協議をし、意見を述べます。そして、今後の事業実施の参考としていくために、審議会として今年度中に提言を市長へ提出を予定しております。これは1月か2月だと思えます。

それでは、事務局から説明をまずお願いいたします。

【事務局（深草）】 では、資料2についてですが、いろいろな御意見を頂きました。今回こちらの回答につきましては、9月の終わり頃になると思うんですが、皆様のほうに郵便かメールなどでお送りさせていただき、10月8日次回の審議会の中で御審議いただくことを予定しております。

今回、男女共同参画室の担当の範囲の中でお答えできるものについては、簡単にこの場で御説明させていただきたいと思えます。事務局から御説明させていただきます。

【事務局（渡邊）】 事務局のほうから簡単にお答えできるもの、頂いた意見の中でお答えしたい事項について御説明したいと思えます。

ナンバー1、一番上の質問についてです。こちらに記載されています本32冊の購入についてというところですが、担当課からの回答には、展示をしたという記載になっております。購入したものかどうかというのはちょっと分からないんですけども、御質問としてはこのまま頂きまして、担当課のほうから回答する形になりますが、よろしいでしょうか。

続きましては2番です。こちらは御意見として頂くということで、担当課からの回答はしない予定でおりますので、よろしくお願ひします。

ナンバー3については、担当課の回答からも、平成29年度以降は人権作文発表については実施しないという記載がありますので、高校生への依頼はどうでしょうかという御質問に関しては、人権作文の発表を再開したほうがよろしいかという御意見なるかというところで確認をしたかったんですけども。

【事務局（深草）】 こちらについては、後ほど質問を頂いた委員のほうに直接確認したいと思えます。

【事務局（渡邊）】 ナンバー4についてです。昨年度の男女共同参画シンポジウムの国広先生の講演の詳細について知りたいという御意見を頂きました。こちらは、今年の3月に発行しております『かたらい』51号に講演の内容を記載した記事を掲載しておりますので、よろしければ御覧いただければと思えます。

ナンバー5のシンポジウムを漫才で笑いをとりながらの企画というのは楽しくてよいと思うという御意見につきましては、こちらは回答は省略させていただきまして、御意見として頂きます。

6番につきましては、括弧内の「実施した内容」の文章が途中で途切れているということにつきましては、確かに文章の途中で終わってしまっておりますので、修正させていただきます。

ナンバー13につきましては、御意見として担当課に伝えます。

2ページ目、一番上のナンバー14につきましては、DV防止のパネル展の参加者総数を書いてほしいという御意見です。こちらについては、市役所の第二庁舎の入り口の風除室にパネルを設置して、来庁者の方に見ていただくような形で実施しております。個室の会議室等での展示というものではありませんので、来場者の方のカウントというののできないものになっておりますので、そういった形で回答させていただいております。

ナンバー15、苦情処理窓口の周知方法についてです。回答に記載させていただいておりますホームページや市報での周知のほかに、講演会などのイベントですとか、情報誌の『かたらい』などに掲載するなど、周知のほうは検討してまいりたいと思います。

ナンバー17の御質問です。こちらは、事務局のほうの転記ミスで、担当課から回答を頂いたんですけども、前のページと同じ内容が誤って記載されておりましたので、こちらは修正させていただきます。

ナンバー18以降に、評価はAでよいと思いますという御意見を頂いているんですけども、こちらについては、Aではなくて違う評価にした理由について、担当課から回答をもらう予定です。

ナンバー26の御質問です。こちら、最後の事業ナンバー25と同様のため、どちらか1つにまとめてもよいのではないかという御意見を頂いております。こちら担当が子育て支援課になりますが、ナンバー20とナンバー76が同じ回答を扱いたいということですが、こちらは施策の方向が異なるため、事業は行われていたので、対応としては同じ内容を記載させていただいております。

ナンバー78の事業については、ナンバー20の再掲であるという記載をしておりますので、御理解いただければと思います。

次のページ、ナンバー31、再就職支援セミナーについての御質問です。こちらは、複数回実施できないかという御質問です。東京しごとセンター多摩と共催となっております、同じ市で複数回の実施というのは難しい状況がありますが、中央線沿線の自治体でも開催しておりますので、そういった他市で実施しているセミナーについても、ポスター、チラシの配布といった形で市民の方々に知っていただけるように周知はしております。

一番下のナンバー36の御質問です。担当課が企画秘書課になっておりますが、担当課は企画政策課になりますので、こちらは修正させていただきます。御質問としては、計画

の推進について、市役所の庁内の意識を高めてほしいという質問になっております。計画の推進については、今回、調査票にも記載がありますが、庁内の連絡会議で理解の促進を図るとともに、こちらの調査を依頼するときですとか、毎年頂いております提言の内容については庁内の全課に周知を行っておりますので、引き続き周知と理解促進には努めてまいります。

最後4ページ目の自由記載欄についてです。一番上にあります市報の掲載について、1面に載せられると効果が大きいと考えられるが、検討してみしてほしいという御意見です。市報の1面については、その号の掲載内容ですとか誌面のスペースで、どの記事が1面になるのかというのは、担当の広報秘書課のほうで毎号検討しておりますので、今後、1面に使えるようなタイミングやイベントですとか機会がありましたら、活用して広報していきたいと思っております。

米印の上から6番目の意見について。事業ナンバー100について、『かたらい』とこがねいパレットの市民参加について、冒頭のほうに、事業ナンバー2のほうにも『かたらい』とこがねいパレットについての事業内容の記載があります。ここに市民編集委員4人ですとか、実行委員の人数を書けばよいのではという御質問だと思います。こちらについては事業の施策が異なりますので、ナンバー100については、市民や地域団体との協働という施策で、ここについては市民と地域団体の協働の視点というところで記載はさせていただいており、ナンバー2につきましては、施策が人権・男女平等に関する広報・啓発活動の促進というものになっておりますので、促進部分についてメインの内容を記載しているところです。

今、ご説明したところで、何か御質問などはございますでしょうか。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

ちょっと議題について何を議論して了承するのかというのが分からないんですけども、私たちの質問について、今、一部御報告を頂いたところですが、これに関して何か御意見ございますか。その他のところは、ちょっとまだ報告を頂いていないということですので、多分企画政策課のところに通して、返事があったところについてのみでいらっしゃると思いますが、どうなんでしょう。

【永並委員】 自由記載欄で広報について意見を書いたんですが、今年度市報の中でかなり充実した形で、非常に詳しい記載が何度も出ていて、すごく力を入れていただいているとよく分かるんですけども、市報がどの程度読まれているのかなというのは、私は常々非常に疑問に思っています。民生委員の関係でもかなり対象の方に必要なのではないかなという事項も読まれていないというのがよくあるんですね。1面に載せたときがあつて、

そのときはすごくよく読まれていたのか、かなり担当課のほうにいろいろ質問が来たりということがあったんです。

そういう関係もあって、できれば1面に。そんなすごくスペースが大きくななくてもいいと思いますけれども、小さなコラムみたいなものでもいいんですが、男女共同参画に関するちょっとしたことがスポット的にでも載せていけると、大分読んでいただけるんではないかなとちょっと考えていたんです。

全体的に内容がかしこまって読まなくちゃいけないとなると、非常に難しいなと私はちょっと感じました。全体的に見て。内容はしっかりしているし、もちろんそれでいいんだと思うんですけども、一般の市民の方が気軽に市報をめくったときに読める中身かなという、ちょっと難し過ぎるなというふうに思いました。もうちょっと読みやすい、市民がちょっと手に取って気軽に読めるような内容の作り方というのも必要ではないかなと、ちょっとそんなふうに感じました。

【佐藤会長】 私も今の意見に賛成で、いかがでしょう。第1面に、ほんの小さく、こういういろいろなことがなくても、男女共同参画についてコラムがいいかと思うんですが。1面というのは、みんな見るんですよ。そのほかのところは、高齢者の方だと何かやってないかなとか、子どもさんを持っていらっしゃる方だったら子どものところとか、見るところが違うんですけども、1面はみんな見るので、何か効果はあるような気がするんです。

【唐家委員】 男女共同参画の情報提供について、読みやすさって本当に確かに大事ななと思います。今もざっと思い浮かんだのが、鹿児島県の自治体です。奄美市が、男女共同参画の課が開いたインスタグラムというのを運用しています。SNSを利用して、そこに漫画でいろいろな課題についてポストしているということをしています。例えば漫画なのですぐお見せできないんですけど、「パパママのもやもや～PTAの活動編～」で、お父さんとお母さんが参加する率が違うとか、あとは「DVは身体的な暴力だけではありません！！」というのを、そういう啓発をもっと分かりやすくイラストだったりとかで、今年更新していないみたい。すごい面白いなと思って、私は見ていたんですけど。更新していないようなんですが。昨年1年間。

例えばこういうのが広報に2か月に1回でもイラストとして、イラストを描ける方に業務を委託するという話になってしまうんですけど、そういうようなものかなと思います。さらっと読みやすいし、すっと入ってくるような、イメージもつかみやすい。イメージにも表現しやすいとか、楽しいような。ちょっと楽しいなと思いました。

【川原委員】 今、市ってツイッターが使えるってお聞きしたことがあって。SNS系

で使えるのは、今は市ではツイッターだけですか。

【事務局（深草）】 今使えるのは、ツイッターだけです。

【川原委員】 であれば、何かツイッターで毎日つぶやくとか。何か今、国の第5次の意見を求めていますよとか。何かそういうトランスジェンダーの件でも、今、女性の理系に行く率が非常に少ないということ。そういう一口ニュースみたいなだけでも。ツイッターとかしか使えないのであれば、そこにそういうネタを書いていくという。今SNSをやっぱり利用している方というのは多いと思うので、市報もそうですけれども、そうしたところにいろいろ情報を上げていくというのも。

何かほかの部署とか公民館の記事とか、結構ツイッターで見ているものもあるんですけども、男女共同参画に関してはないので、そういうところまでもう少し。ちょっと新しいものをつながっていききたいなと思って。結構フェイスブックとかにいろいろジェンダーの話とか、今多々出ているので見ているんですけども、なかなかやっぱり市とか全体にそういったニュースって聞くことがないので、ツイッターしか使えないのであれば、そこをうまく利用するとか。いいのかなと思いました。

【佐藤会長】 そうですね。私まだツイッターを使っていません。年齢によってツイッターをよく使う方とそうじゃない方がいらっしゃいますが、若い方はほとんどツイッターは使っていないとは思っています。漫画を描くイラストレーターを頼むお金が出るかということが1つあります。中で漫画をただで描いてくれる人がいれば、すごくやりやすいとは思っていますけれど。

これは、男女共同参画室だけのことでなくて、小金井市役所全体で、市報とホームページだけで情報を出すのがいいのかどうか。そのほかに何かないだろうかというのを少し考えていらしたほうがいいと思います。その中で、男女共同参画室はこうなのでツイッターで出すとか、SNSを出すとかというのがありますから。今やっていなくても、そろそろ考えていったほうがいいのではないかなというふうには私も思います。

【川原委員】 やっぱり今コロナもあって、どこか現場に出て行って何かのパンフレットをもらうとか、そういうこと自体も皆さん控えていたりもするし、こういうイベントも減ってたりするので、そういう紙の媒体に触れる機会も減っていきますし、学校自体も10月から1人1台とかも。教育関係もそういうふうに進んでいるので、市も今いろいろ多分動いてくださっているとは思っていますけれども、そういったオンラインの情報が、公民館とかもまだまだ運用できなくて、やっぱりうずうずしているところもあるんでしょうけれど、やっぱりオンラインが。もう少し紙の媒体以外に見に行っているとか、検討してもらえればありがたいと思います。

【佐藤会長】 いかがですか。

【倉持副会長】 そうですね。広報はすごい難しい場合があります。いろいろいいことをやっても、それが届けたい人に届かないというのは、きっと子育て支援に関してもそうなんだろうとは思っています。ツイッターなども、きっと市のほうでも考えたことがあるとは思いますが、それをやらなかった理由が何かあるのかなということも思ったりしたんです。ただやらなかっただけなのか。やろうと思ったけれど、いろいろなセキュリティの問題とかあってとか。あるいは、人的にちょっと市の職員ではとても手が回らないので、外部のNPOだとかそういうところをお願いしたほうが回りやすいのか。どうなんでしょうか。

【事務局（深草）】 ツイッターのお話なんですけれども、ツイッター自体は市のほうで運用しておりまして、各課がアカウントを取れる状況になっております。男女共同参画室は企画政策課に所属しておりますので、企画政策課の中で男女共同参画室としてツイッターで発信しております。

実際発信がないのではというようなお話もあったのかもしれませんが、これまでイベントなどの際には皆さんに知っていただきたい、来ていただきたいというところもあり、こがねいパレットやシンポジウムなどの開催の際には、ツイッターや、ホームページ、市報でも広報を行っております。また、市の掲示板などでも広報を行っております。

そうした中で、ツイッターというところでまた別の対象者の方もいらっしゃる、御覧になる可能性がございますので、発信は企画政策課で行っております。

ですが、公民館や図書館でもいろいろイベントの位置づけの中で講演会や講座などが開かれておりまして、そのたびにいろいろ行われているのかなと思います。ほかの課ではどんなやり方をしているのかということも見ながら、ちょっと参考にいろいろ考えていきたいと思っております。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

ほかにございませつか。4ページの2番目の全体意見ですが、SDGsの観点を入れているかどうか。これ、もうちょっとできたら詳しく聞きたいんですけど。せっかくですので、よろしくお願ひします。

【倉持副会長】 全体的にいろいろ書かれているんですけども、今、SDGsのことが言われているので、そういう観点から多分この事業も結びつくのかなとは思っている、そういった観点も入れると、もう少しやっていることの意味みたいなものが広がってくるのかなというふうにし少し思ったところだす。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

事業を評価する場合には、どういうところと関連付けるか等少し具体的にあればお願いします。

【倉持副会長】 評価というか、今後こういうことをしていきたいとか事業内容や目的など、そういうところに少しSDGs的な観点を入れていくことができるのか。そこをちょっと入れると、市として、そういうこともちゃんと考えてやっているなという方向が見えるのかなというのがあります。今、国として取り組んでいるところもありますから。

【佐藤会長】 いかがでしょうか。

【事務局(深草)】 SDGsについてというところですが、現在の第5次行動計画では、SDGsという言葉自体が直接この中には掲載しておりません。SDGs自体は、国レベルや国家間での開発目標というところで、果たすべき姿というふうなことではないかと考えておまして、それをどのように自治体、そして地域の市役所というレベルで、どういう考え方で取り組んでいけるのかというところはこれから考えていかなくてはということもあります。次の計画の中に直接この事業をというところではなく、SDGsを進めていくという考え方も含めて策定していくものではあると考えております。

SDGsについては、これをやります、あの事業をやりますということでは、ちょっと自治体レベルでは難しいことではありますが、女性のエンパワーメントであるとかジェンダーの視点というのは、常に男女共同参画の中ではベースとなる考え方です。そして、それを庁内に横断的に進めていくというところは、SDGsの考え方につながっていくと考えておりますので、具体的にSDGsの何かというよりは、次の計画の骨子案でお示ししている中で、国の動きというところでSDGsについて、骨子案の4ページのところなんですけれども、こちらの近年の動きというところで、SDGsというところは計画の中で押さえていると考えております。

【佐藤会長】 いかがでしょうか。よろしいですか。

【倉持委員】 全体的な男女共同参画そのもの自体が、多様性だとかインクルーシブな考え方に基づいて動いていると思うんです。それを国のほうではすごく進めているし、小金井市としてももともとそういう考えがなければこういうものは出てこないと思いますが、そういうことも1対1対応はできないというし、そういうものでもないと思うんですけれども、そういう理念も大切にしながら取り組んでいくといったようなことは言えるのかなというふうに、おっしゃられたように、そういう考え方というのは十分入っているというようなことをもうちょっと、どういうふうに書いているかじっくり読んでいないんですけれども、書き込まれているのであればいいのかなというふうに思いました。せっかくやっているのにちょっともったいないというか、そういう考え方も十分に生かされていると

いうようところも読んで分かるようにしてというんでしょうか。

【佐藤会長】 4ページですと、持続可能な開発目標SDGsというふうなものがありますけれども、国連サミットの17の目標の中に、目標5、ジェンダー平等を実現しようというのが掲げられている。ここはちょっと何か大きく書いてほしいなという感じはあるんですけども。

一応SDGsの中のジェンダー平等を実現しようということをメインにやられているということは4ページを見ると分かるんですけども、それがどういうふうに小金井市の当初計画の策定に当たってというところに、20ページのここに出てきていないというのを多分おっしゃりたいのかなという感じはするんですが。

【倉持委員】 多分ここにもうちょっと書くのは、こういうのをやっていますということと同時に、日本ではどういう課題があるのかとか、順位とかもついていたりするので、達成できているか、できていないかの評価もされてきているので、そこら辺をもうちょっと書き込まれて、今おっしゃられたように、可能性も書き込むといいのかなというふうな。

【佐藤会長】 4ページの(1)のところをもうちょっと細かく、日本全体としてはどうかということを書いていただいて、目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのところはどういう関連があって、こういうふうになっているのかということが、20ページのところの最初のところに書かれるといいということですね。

つまり国のSDGsの中のジェンダー平等ということは、ここに来ているのが人権目標Ⅰなら目標Ⅰのところに来ているんだとか、それから目標Ⅱのところに来ているんだとか、目標Ⅲのところに来ているんだというふうになっていけばいいかなというところですね。

次の議題のところに行ってしまうんですけど、そんなところを目指してお書きになったということでもよろしいかと思えますけれどもね。

ありがとうございます。

【唐家委員】 SDGsについて、SDGsというのが開発目標で、ある課題に関する指針について幾つかの項目を立てて設定しているものだと思うんですけど、もしこの小金井市の男女共同参画でSDGsを反映させるというのであれば、市全体でのすごい大きな動きになるのかなと、聞いていて思いました。国の動きでもありながら、自治体ごとで、うちの市はSDGsやりますというふうに引き受けて、市の施策として大きくやっているところもあると聞いたことがあります。なので、全体でやるのか、課だけですか。どうだろうと言いうことについては。

【事務局（深草）】 市のSDGsに関する取組ということでもよろしいでしょうか。

【唐家委員】 そうですね。

【事務局（深草）】 前回、資料としてお配りしました、現在策定中の第5次基本構想・前期基本計画、こちらのパブリックコメントの概要なんですけれども、この中では、市としましても、前期基本計画の中ではSDGsというところに関して、その実現を目指し、前期基本計画の施策にその目標に関連づけ推進していきますという考え方で計画について検討が進んでいる状況と考えています。

男女共同参画の個別計画だけということではなく、市全体として、まずSDGsとどういう関連があり、市として何ができるのか。そして、いつ、どういった形で実現できるのかというところを市内全体で考えながら、そして計画などで、直接的に何かというところはなかなか難しいかと思います。やはり国レベルでの課題設定ということで、17のゴールというふうに言われております。そういった中で市としてできることというのは考えていかなくてはいけないという認識での、検討は進んでいると考えております。

【唐家委員】 ありがとうございます。

【佐藤会長】 すいません。付け加えますと、ここは男女共同参画に関わることでありますから、その中の目標5のジェンダー平等を実現しようというところを中心にこの骨子が作られていると思うので。ですから、全体的なことは、また全体の計画のところになると思うんですが。

【唐家委員】 下りてくるものなのかなと。もしSDGsを検討の結果というものがあれば、市として全体的にやります。そこから、じゃあ、ここはこうしてくださいみたいな。

【佐藤会長】 下りてくるものかどうか。それはどうでしょうね。国から来て、それで、じゃ、小金井市役所もSDGsでやりますということであれば、小金井市役所の上のほうから、じゃ、男女共同参画は、目標はこれですからやってくださいというふうに言われているのかということですね。

【唐家委員】 そういうことに、もしSDGsというのが計画の上に反映されるのであれば、市としての全体の動きにも関わってくるのかなと思ひまして、それが市のほうでSDGsを取り入れてやっていきますということになるのであれば、男女共同参画室も、こっちのほうもこういうふうにやってくださいというふうの下りてくるのかなというふうに思うんですが。小さな疑問なんですけれど。

【事務局（深草）】 市の最上位計画としての基本構想の中で、今申し上げたようにSDGsの考え方に、そういったものに関連づけての計画というものも今、検討が進んでいますということで、御説明させていただいたんですが、その中で確かに男女共同参画はこうしなさいというようなどころとまではちょっと。今回の男女共同参画行動計画に関しては、男女平等推進審議会の委員の皆様以案の策定をお願いしているというようなこともありあ

りますが、考え方としては当然含まれていくと考えていますし、こうしたことを入れてくださいとか、入れましょうというようなところでまでではないと考えております。

担当といたしましては、当然市がこういった考え方を持っておりますので、今後策定していく男女共同参画行動計画の中にも考え方としては取り入れながら、必要な視点というところで、検討が進んでいく中では考え方としては取り入れられていくと考えております。

【佐藤会長】 ほかにございませんか。

【事務局（天野）】 すいません。ちょっとSDGsについて。2015年9月の国連サミットで、持続可能な開発のための2030アジェンダにて記載されたということであり、小金井市の考え方なんです、持続可能な開発目標というようなことで、これまでの基本構想基本計画第4次の状況においては、やってきていると、考えているという思いがございます。

その中で、今回の第5次基本構想のほうにどのようにSDGsの関係を書いていくかというところ、基本計画のところには施策が1から29。施策1は、緑と水の環境整備。そして29まで計画的な行財政運営というものがあるんですが、それに向けて、SDGsの目標とどういう関係があるかということ資料としてつけてございます。これまでも第4次基本構想基本計画の中でも持続可能なSDGsをやっているんですけども、今回においても、これからは、持続可能なことを小金井市としてやってきている。これを明確に示していくということはやっております。

男女共同参画行動計画においても、これまでのジェンダー目標5、こういったものをこれまでもやってきているので、このSDGsの表現として示していきたいということで書かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

どうですか、全体的な、SDGsと小金井市のやっていることとの関係性を踏まえた資料などをいただいてもよろしいでしょうか。

【唐家委員】 そうですね。また次回のときにでも、皆さんと一緒に情報をとって、目標5のSDGsのジェンダーのところというのは共有していくようなことができれば。

【佐藤会長】 では、その全体的な小金井市計画のほうで、それがSDGsとどういう関係があるかというところだけでも、次回、資料か何かで頂ければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【事務局（天野）】 はい。お示ししますので、よろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

【唐家委員】 報道には、このSDGsの中にたしか女性の家事労働というのをどんど

ん見せていくというところがあります。それというのは、育児だったり子どもとか男性の家事参加とかにも関係しているところだと思うので、すぐつなげて、施策の内容というのと固めていかれるのかと思うので、そういう骨格のようなものを見せていただけるといいのかなと思います。

【佐藤会長】　　じゃあ、よろしく願いいたします。

あと、よろしいでしょうか。

【松本委員】　　今まで審議と少しずれてしまうかもしれないんですけど、全ての事業に対して資料があって、それで質問させていただいたということも重要なことだと思うんですけども、こういった審議会場で皆さんの意見をまとめてということで、できれば、例えばもう少し事業を絞って、それに対して皆さんの意見を受ける。受けた上で、この会議では、どういった形でまとめようかというふうに進めていったほうが、一つ一つの意見を追っていくよりもいいのかなというふうにちょっと感じたところです。

ちょっと個人的な意見でもあるんですけど、全てに目を通そうと思っても、なかなか全てに同じ時間、目を通せないということもありまして。そうすると、例えば今年度は、この課のこの事業について絞って意見を述べていくですとか、そういう形で少しずつ持っていくと、こういった場で意見をまとめやすいのではないかなというふうにちょっと感じました。それがすぐどうのこうのということはないんですけど。

【佐藤会長】　　結局事業が多過ぎるということですよ。ですが、ここではっきり申し上げます。去年よりは少ないんです。というのは、評価の対象にしない事業が、20個ぐらいを別にして、それはもう評価しなくていいということになったので、多分100ぐらい。百三十幾つだったのが100ぐらいにはなっています。少なくなっているとは思いますが、ただ、ほかの自治体を見ていると、もうちょっと少ないところがあるので、どういうふうにこれを捉えていくかですね。行動計画をどういうふうにやっていくか。

先ほど、ナンバー20だったと思いますが、同じ内容のものがあるから、同じことを書いているんじゃないかという質問があったと思うんですけども、これは、間違いだというふうにおっしゃったと思います。結局中身としては『かたらい』とパレットは、別のところで2回やっているんですね。それをどうしてかという、片方は総論の部分で、もう片方は市民の参加のところなので、そういうふうに1つのことを別々のところから見ると、そんなのでいいのかな。同じところに2つは書けないのかなという感じがするんですね。

だから、そうして見ると幾つか減るので、行動計画を作るときに各課、その事業課のところについて何を望むかというところをやっぱり精査したほうがいいんじゃないかなという

感じがします。ちょっと具体的には今、申し上げませんでしたけれど、そういうところも含めて考えると、もっと見やすくなるかなという感じはします。もう一つ私が言いたいのは、これは評価はAでよいと思いますと書いたのは、多分ほとんど私だと思うんですが、少なくなったところもあったけれど、増えたところもあったんです。その場合の評価はAではないかということで、Bにした理由を確認していくことが必要です。多少は伸びているけれど、増えた場合の人数が少しであれば、B評価でいいと思うんですけど、多い場合にはこれはやはりAの評価ではないかというふうに思います。

A、B、C、Dの評価を行う場合に、男性のほうが少し減っているけれど、女性は大きく増えたとか、男性のほうは増えたけれど、女性は少し減っているとかというところを正確に見て、これはAかBかということの評価してほしいですね。それをすることが、A、B、C、Dをつける価値になると思っています。

今回3年目なんですが、事業内容と増えたか減ったかという参加人数と、それから今後どうしたいかということ、この3年目でやっときっちり書けるようになってきたんです。去年までは、何か同じような文章が並んで。何をするとっても、何かよく分からないというのが、前年と同じとか。そういうようなことが書かれていたんですけど、今年やっとみんなそれぞれきちっと書けるようになった。それはすごい進歩だと思うんです。

これを提唱したのは私のときですけども、A、B、C、Dをつけるには、みんな正確に評価をしてほしいし、その評価は何のための評価かということ、自分たちのためでもあるんです。大事なのは、そういう評価をつけて、それからどうするかなんです。ですから、せっかくだいいい方向にこの評価制度がなってきたので、事務局の方をお願いしておきますけれども、次回こういう評価を書かれるときには、そこを詳しくおっしゃっていただきたい。やっぱりこの審議会も、どういうふうに書くかということも後で話し合ったほうがいいと思いますので、そういったところを今年度の末にはちょっと話し合いたいと思いますけれど。多いと思っていられるのは当然だと思います。

【川原委員】　　すごい減りましたよね。

【佐藤会長】　　本当に最初は多かったの。ただ配っていますというのだった全部入って、百三十幾つですから。本当にみんなまいりましたね。だから、委員も大変で、多分これでも多いかなというふうには思いますが、去年よりは少なくなっているというふうなことはちょっと思っていたらいい。これから少なくなるなど、これからのことはそんなふうには思っていたらいいというふうには思いますが。

【倉持委員】　　多分今年度全部評価を確認しなくてはいけないので、どこかだけ取り出してというのはちょっと無理だとは思いますが、今年度重点目標的なものがあれば、そ

こからまずはみんなで審議するというようなこともあり得るのではないかというような御意見で、そういう御提案かなというふうにちょっと思ったんですけれども。

私は今年度初めてだったので、この事業に対して評価がついて、評価に対して、ちょっとこれはどうなんだろうかというような意見も多分あるとは思うんですけれども、そういうこともこちらでお話しして、それに対して、今は企画政策課の方たちがお二人だけいらっしゃいますけれども、必要に応じてほかの課の方たちにも出ていただいて、こちらの質問なり意見なんかについてお答えいただくというような場もあり得るということでしょうか。

【佐藤会長】 ヒアリングの実施ですね。今年4年目ですね。

【事務局（深草）】 今年は新型コロナウイルス感染防止の関係がありますので、実施していないんですけれども。

【佐藤会長】 ちょっと今年は無理だと思いますけれど。

【事務局（深草）】 気になる事業内容や課の動きなど、直接話を聞いたほうが理解しやすいというようなことを審議会のほうから御提案いただいたので、情報交換という形での場を設けてはおります。

【佐藤会長】 静岡県の自治体でしたけれど、評価をして、ヒアリングも実施するというところを行っていて、ヒアリングで納得できないなら、2回も3回も実施するというんですね。でも、さすがに小金井市の方たちはやっぱり一生懸命やってくさっているんで、ちょっとそんなところまでは行かないのではないかなと思っています。

ただ、分からないところは最初ありました。書き方が分からないので、ヒアリングを行う。まず一番最初は、企画政策課から始めたんですけれども、経済課や生涯学習課や子育て支援課などでも実施してきました。3年目、4年目でやっときちっと書けるようになったというところにありますので。今年は新型コロナウイルス対策で実施しませんでした、来年はヒアリングが必要であれば、また実施します。

あと、重点目標は重点目標としていますが、見にくいとは思うんですけれども。

【事務局（深草）】 計画冊子を見ていただくのが重点施策の場所が分かりやすいのかと思います。一覧になっているものはないんですけれども、計画の37ページ、もしお持ちでしたら見ていただくと、施策②のところの人権・男女平等に関する講演会等の開催。こちら重点施策というふうに位置づけております。幾つかそれ以外にもございますので。

【佐藤会長】 今日頂いた資料でいけば、2枚目の（1）人権・男女平等の意識改革の推進の②人権・男女平等に関する講演会等の開催。これが重点施策というふうになっているんですね。5ページ目の一番下の若い世代への啓発。これが重点施策。次の6ページの一

番上、重点施策とか。こんなふうに。あと基本目標のワーク・ライフ・バランスの(1)の①、だれもが働きやすい職場づくりの促進が重点施策であるとか、男性の家庭・地域活動への参画が重点施策。男性の家事・育児。これが重点施策。

こういう重点施策があって、それで次の私のやりたいことは、まさに松本委員がおっしゃったことで、重点施策となっている事業に対して、どういうふうに私たちは評価するか。重点施策なんだけれど、重点施策になってないのではないかとか、そういうことを言いたいんです、本当は。

ですから、2ページ目の人権・男女平等に関する講演会等の開催に重点施策とありますけれども、広報秘書課の人権尊重意識の浸透と定着を図るということ。幅広い市民を対象に様々な人権をテーマに講演会を開催しますということが、本当に重点施策としていいかどうか。男女共同参画を推進するためのこがねいパレットの開催。これがいいかどうかということです。

重点施策だったら、それなりのことをやらなきゃいけないことという感じで、手を尽くさなければいけないと思うんですけど、これが尽くされているかどうかというところを見なければいけないんです。評価に関しては、まだ見なければいけないところがたくさんありますよね。それでも、3年間でよくやってきたなというふうには思います、本当に。

【永並委員】 私たちはそういうふうにプロセスを踏んで完成されたものを今、拝見させていただいているわけですけど、私はこれ何回か読んだんですけども、そうするとやっぱり市全体の中で、この女性参画に関することが、かなりいろいろなところでそれなりに一生懸命取り組まれているというのが、体系的に全体的に非常によく見えるので、これはこれですごくいいものだなというふうに思いました。実際見て。

ですから、あとは会長が今おっしゃったように、重点目標についてやっぱり集中的にここでは審議して、もっと具体的に、そういうことができていけばいいのかなというふうにちょっと感じました。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

何かほかに御意見ございますか。

そうすると、今度9月に質問の全部に答えが来るわけですね。

【事務局(深草)】 資料2に答えをつけた形で、9月の終わりになってしまうかもしれないですけども、皆様のほうにはお送りいたします。

次の審議会は10月8日です。

【佐藤会長】 では10月8日の審議会の前にこの状況調査が送られ、質問・意見というのがここで決まるわけですね。

【唐家委員】　これが、参考資料の目標Ⅰの（２）の一番下の情報モラル教育の充実のところで、学習指導要領に基づき、児童・生徒に対して男女平等のシテンを盛り込んだ情報モラル教育を実施しますというしてんが、銀行の支店の漢字に。

【事務局（深草）】　目標Ⅰの（２）ですね。

【唐家委員】　２ページ目、目標Ⅰの（２）の一番下の（２）の①の（９）。

【事務局（深草）】　ありがとうございます。訂正します。

【佐藤会長】　申し訳ないですけど、男女共同参画との関連性で、間接的にある、やややうすい、密接にあるというふうにあるんですが、間接的にあるというのも微妙かなと思います。男女平等の視点を盛り込んだ、例えば今のところの平等。情報モラル教育を実施しますというところは、間接的にあるんですかね。

【事務局（深草）】　すいません。ちょっと参考資料としてお出しした第５次男女共同参画行動計画事業内容につきましては、計画骨子案に関連する資料としてお出ししているの、令和元年度の推進状況のほうについては、次にというところよろしいでしょうか。

【佐藤会長】　そうですね。男女共同参画に関連性が密接にあるのはいいですけど、間接的にあるとかやややうすいというのは、ちょっとまた改めて審議したほうがいいかなという感じはするんですけども。ですから、この議題（１）は、了承するかどうかは次回の審議会に延ばして。で行うということよろしいですか。

皆さん、よろしいでしょうか。

手を挙げてください。

（賛成者挙手）

【佐藤会長】　それでは、議題（１）に関しましては、次回に行う男女平等推進審議会で行うということを決めました。本日はこの程度にとどめたいと思います。

それから、資料２に関して、事務局から審議会へ回答が提出されます。第５次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書が今後作成されますので、次回の審議会でも継続して審議してまいります。

（２）（仮称）第６次男女共同参画行動計画（素案）について

【佐藤会長】　それでは、議題（２）第６次男女共同参画行動計画（素案）についてです。

事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局（深草）】　前回７月の審議会の際に骨子案というところで資料を提出させていただきました。その際に頂いた御意見などを参考に、また追加項目の変更なども行い、今

回骨子案ということで、参考資料としてお出ししております。また、資料3として体系案につきましても、頂いた御意見を反映させた形で提出させていただいております。

資料3の体系案につきましては、参考資料のこちらの骨子案の最後のページに含まれておりますので、説明については簡単にさせていただきますと、こちらが資料3とあと骨子案の最後のページでございますが、多様性への理解促進という項目を基本目標Ⅰ、主要課題1、施策の方向。こちら(1)(2)のみとして提出させていただいておりましたが、今回は(3)といたしまして、多様性への理解の促進と、施策の方向に追加いたしました。そして施策(案)として、多様性への理解の取組というところで、新規にこちらの1行を追加しております。

ほかに、基本目標Ⅱのワーク・ライフ・バランスに関して、家庭における男女共同参画の推進。こちら、介護と男性の参画という2つを入れ替えたらいかがかという御意見を頂きまして、こちらは入れ替えた形で御提案をしております。体系案についての変更はこちらになります。

そして骨子案についてですが、まずページをおめくりいただいて5ページを御覧ください。こちらの5ページですが、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行ということがございます。この中に文言として3行説明を入れていたんですが、DVと児童虐待との関連というところをもう少し分かりやすく記載したほうがいいのではないかとこの庁内からの意見がございまして、こちらの下3行を追加して今回お示ししております。

また、その下の婦人保護事業の運用面における見直し方針の検討というところがございます。こちらはやはりなかなか内容が分かりにくいというところもあり、少し説明を加えて追加ということで記載しております。

6ページ、次のページになります。関連する市の個別計画。こちらは、3の計画の性格の右側になるんですけども、連携している計画の中で、関連する市の個別計画に関しまして、第5次のものをちょっと参考にしながら作ったんですけども、この間、のびゆくこどもプラン小金井など新たな計画なども含まれていることから整理しまして、この4項目を載せるということで掲載しております。

次のページの計画の期間についてです。こちらでは、第5次基本構想に関しても掲載しております。ちょっとここで1点御報告させていただきたいんですが、現在市のほうで行っております第5次基本構想・前期基本計画について、前回パブリックコメントを実施しておりますと報告させていただきました。その後、変更がございましたので報告させていただきます。

こちらの第5次小金井市基本構想・前期基本計画の策定期間が変更になっております。現在この計画は長期総合計画審議会へ諮問し、計画の策定に取り組んでいただいているところでございますが、7月17日の審議会で新型コロナウイルスに関する変更を検討すべきという御意見がございました。新型コロナウイルスの影響について、どのように捉え、計画の中でどのように扱っていくかを検討するため、こちらの計画の策定期間を半年程度延期し、令和3年10年頃を策定期間とすることを予定しております。

男女共同参画行動計画についてでございますが、行動計画につきましては、現在検討されている基本構想では、施策の取組方針の一つとして、一人ひとりが自分らしく輝いて生きることができるまち、個人の尊厳と平和を尊ぶ意識の共有に位置づけられ、前期基本計画の施策として、人権・平和・男女共同参画の尊重として位置づけております。この計画における男女共同参画の推進については、男女共同参画施策の総合的な推進が必要であるという立場から、あらゆる分野での男女共同参画の推進や多様性への理解促進を図ることとしております。

長期計画審議会で審議が進んでいる状況でもございます。男女の行動計画へ大きく方向性や考え方に影響が及ぶような変更があった場合は、今後の対応について変更を検討していくことも必要となると思っておりますが、現状のままの方向性で長期計画審議会での検討が進むようであれば、男女共同参画行動計画の策定は、予定どおり令和3年3月を目途に進めてまいりたいと考えております。

報告は以上になります。

骨子案の修正について、続けさせていただきます。

29ページをお開きください。こちらは前回の審議会で告示した内容について御指摘いただいた部分を変更し、掲載しております。

続いて30ページ。こちらは新たに追加し、掲載しているものです。

骨子案、ちょっと戻っていただいて、まず目次についてです。目次にかなり細かく載せていたんですが、今後こちらの骨子案にページが追加されていくことを考えますと、もう少しまとめたほうがよいのではないかと考えまして、少しまとめた形で目次は掲載しております。前回の第5次の計画自体も、ページ数としては106ページの計画案になっておりますので、それを考えますと、目次としてはこの程度のまとめ方で今後進めていきたいと考えております。

16ページのアンケートの結果の概要です。こちらについては、ページ数を少し多めに取って掲載していたんですけれども、これから計画全体のページ数が増えていくことを考えますと、少しまとめた形で今回提案しております。

変更内容についてです。23ページの第5次の目標Ⅲに関して、男女共同参画を積極的に推進するという立場からの第5次の現在の取組内容について、男女共同参画での取組を中心とした内容に変更しております。変更内容については、以上となります。

先ほど途中でお話ございました参考資料としてお示ししました第5次男女共同参画行動計画事業内容についてです。こちらにつきましては、前回資料6としてお示ししました令和元年度の実績報告書に基づくものではなく、事業内容というものにつきましては、書いてございますが平成30年の実績に基づいて作成されている資料です。ですので、数字などが載っている場合や内容などは、令和元年度の資料とずれが出ている場合がございますが、そちらは御了承いただければと思います。

先ほどの男女共同参画との関連性について、間接的にある、ややうすい、密接にあるというようなことが書いてございます。こちらにつきましては、担当課により提出されているものです。こちらを入れております理由というのは、今後計画を策定していく中で、重点施策といったものを決めていくことも必要になるかと思っておりますので、その際の参考としていくために、担当課の立場から記載しているものです。

参考資料の第5次男女共同参画行動計画事業内容についての今後の展開、令和3年から7年というところの欄が一番右側でございます。こちらの中の方針変更や現状維持、また廃止・計画外というところもでございます。こちらにつきましては、次の第6次計画を策定していく中で、事業として整理していく必要があるものについて記載しているものでございます。

参考資料の第5次男女共同参画行動計画事業内容の最後のページを見ていただきますと、対象外事業としまして、(仮称)小金井市第6次男女共同参画行動計画対象外事業ということで、こちらに廃止や対象外の一覧を、その前の資料の目標ⅠからⅢの内容に基づきまとめたものを掲載しております。

1ページ戻っていただきまして、第5次男女共同参画行動計画事業内容の新規というものがございます。こちらは新規・未掲載事業ということで、現在の第5次の計画の中に未掲載であったり新規であるところをまとめたものです。実際、現在は4項目となっております。

説明を続けさせていただきます。参考資料の第5次男女共同参画行動計画事業内容の最後のページの対象外事業についてです。対象外事業について、簡単に御説明いたします。

(5) - 2、人権に関する講演会等の開催については、今後の展開ということですが、平成29年からこちらは開催されていないところで、廃止となっております。こちらについては、人権課題というところで重要なテーマとは考えておりますが、今後の展開にも書

いておりますが、やはり個人に対する情報が含まれているというところから、東京都のような広域的なところで発表するというところであればまだ可能性としてはあるのかもしれませんが、小金井市という地域の自治体の中で、こうした個人の内容が含まれるような作文を発表するというところが難しいというところもありまして、29年以降は実施しておりません。その代わりに、人権に関する講演会の内容を充実させて開催しているという状況があります。

(13) - 1、外国人相談の実施についてです。こちらはやはり利用件数が少ないというところで、継続に関して検討を行っているということで、今回の計画に載せたとしても、廃止なども含めて検討されていることから、こちらは計画として載せていくのは難しいのではないかとということです。外国人相談に関しましては、東京都などでも実施しております。市として行うべきなのかということも含めて検討しているということです。

(40) - 5は、児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進についてです。ちょっと書き方が分かりにくいんですけども、(40) - 5ということで、5項目目に関しましては、高齢者虐待専門ケア会議についての内容になっております。ケア会議は、事例が発生したときに開催される会議です。計画に載りますと評価の対象ということになります。事案が発生しませんでしたと開催されない会議ということで、ここ何年か開催されていない状況もあります。そうしたことを考えますと、計画に載せていくのはあまり適切ではないのではないかとということで、廃止となっております。

(41) - 1は、妊娠届出・母子健康手帳の交付についてです。母子手帳の配付の事業ということですので、申請があれば配付するというところがございますので、個別事業として評価し、計画に載せていくというよりは、むしろちょっとこちらを載せるのはいかがかということで、対象外と考えております。

(42) - 3についてです。各種健(検)診、保健指導等の充実となっております。妊産婦の方に関しての保健指導ということで、健診の内容ごとに事業が分かれていることから、少しまとめた形での掲載をしていくことで対象外と今回しております。

(44) - 1、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報の提供については、今後の展開のところに書いてございますが、健康課に関する部分ですけれども、東京都が発行しておりますパンフレットを中心に現在啓発を進めていたという状況がございます。ですが、東京都が発行しますパンフレットの令和2年1月に発行されてものに関しては、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報は含まれておりませんでした。

そういったことから、やはり健康課として、こちらはパンフレットの配布による啓発を中心としてきた事業であるため、継続が難しい状況があります。ですが、女性の権利とい

う部分では、企画政策課の男女共同参画室で啓発を進めていくということは継続しておりますので、事業自体がなくなるということではなく、健康課としての継続ということではなくというの意味になります。

(50) - 1 と (52) - 3 に関しては、事業自体が廃止になっておりますので、計画の対象外と考えております。

(76) - 3 についてです。今後の展開というところで、分かりにくい表現だという御意見がございました。簡単に説明させていただきます。現在事業として位置づけではなくて、公立保育園各園が取り組んでいるテーマの一つ、それぞれ取り組んでいる内容の一部であるという位置づけで、こちらのプレママ・プレパパの支援事業というのが行われています。ですので、各園で個別に取り組んでいるものの中の一つということですので、男女の計画の中に載せまして、評価の対象としていくようなレベルや事業規模ではないということがございます。また、4年前の試行の状況から計画に載せておりますが、それ以降事業展開というのは継続して進んでいる状況ではありますが、大きく何か事業化に向けての取組というものは進められていないことから、計画対象外ということにしております。

計画対象外の説明については、以上となります。

1 ページ戻っていただいて、新規の事業についてです。先ほど企画政策課のパートナーシップ宣誓制度や研修会の実施というものは継続して行っていくというお話はさせていただきました。緊急一時宿泊費助成に関しても、事業として新たに今年度から実施ということで説明させていただきました。

最後の地域福祉課の福祉総合相談窓口につきましては、年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての方を対象に、おのおのが抱える生活課題を丸ごと受け入れる総合相談窓口という位置づけで、令和2年10月に試行が開始されます。そして新福祉会館の竣工後に本格稼働が行われるため、拡充ということで新規のほうに載せております。

長くなりましたが、事務局からの報告は以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

資料3、(仮称)第6次男女共同参画行動計画体系案についてです。

基本目標Iの新規追加変更を加えた体系についてです。また、新規・未掲載事業を掲載した次期計画の対象外事業案についてということはいかがでしょうか。まずは基本目標Iの新規追加変更についてということで、意見をおっしゃっていただきたいと思います。

5 ページの修正したところですが、そのほか6 ページのところ、計画の位置づけの上から4行目のところ、取るところは線を引いてあります。本市の第5次小金井市基本構想・前期基本計画(小金井しあわせプラン)の個別計画として策定しますということ

になります。

あとは20ページ、21ページです。目標Ⅰが20、21ページ。人権・男女平等意識改革の推進。男女共同参画の基盤となる人権の尊重。暴力の未然防止の意識づくり。配偶者等からの暴力における相談・連携体制の整備・充実。目標Ⅱ、ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしを目指す。働く場における男女平等の推進。家庭における男女平等の推進。女性の就労に関する支援。目標Ⅲ、男女共同参画を積極的に推進する。男女共同参画の推進と市民参加と計画の推進体制への取組。

24ページ、25ページは、推進事業を説明したものになります。

計画の基本的な考え方29ページに行きまして、30ページに基本目標がありまして、計画の体系というところに修正したものがございます。Ⅰの1の(3)多様性への理解の促進を加える。2の1、全体計画について。5ページのところは、これでよろしいですか。

【川原委員】 6ページの下の方の「(仮・小金井しあわせプラン)」の文字が切れているところとか、7ページの第5次小金井市基本構想の「予定」という文字が切れているところとか、ここは修正されるんですか。

【事務局(深草)】 これは印刷の関係で、ちょっと段ずれを起こしてしまっていて。データはきちっとしているんですが、印刷してみるとずれてしまったというところなので、ここはちゃんとしたもので計画としては策定されます。

【佐藤会長】 修正となるということで、それは後でよろしいですか。

では、まずこの骨子案から審議を行きたいと思いますので、松本委員から順に意見をお願いします。

【松本委員】 第2章の11ページからです。順番がこれでいいのかなと少し気になったのですが。最初小金井市の現状ということで人口などのデータがあって、アンケート結果概要があって、3番に第5次取組と課題ということで順番に載せられているんですけど、小金井市の現状というのを最後に持ってきてもいいのかなと。小金井市の現状でいきなりデータに移っているので、少し説明文があるといいのかなと思いました。

【佐藤会長】 小金井市の現状は、ちょっと唐突過ぎるということですね。

【松本委員】 そうです。

【事務局(深草)】 そうしますと、順番としてはどこからになりますか。

【松本委員】 もし変えるとしたら、例えば個人的な意見としては、アンケート結果概要が来て、3番の第5次が来て、最後に小金井市の現状。今の現状から2、3、1並べてもいいのかなと思ったんです。そこは、でもまた検討いただいて。ちょっと唐突過ぎると思ったので、人口等の推移のところの文章が入れば、別にこの順番でも問題ないのかもしれない

れないです。

【佐藤会長】 小金井市の現状というのは、アンケート結果を理解する上でのものというふうには捉えていたんですけども、これだけを見れば確かに唐突に出てくる感じはします。ありがとうございます。それだけですか。

それじゃ、次、お願いします。

【永並委員】 特にはありません。

【佐藤会長】 どうぞ。

【唐家委員】 飛ばしてもらってもいいですか。

【川原委員】 私も特にないです。

【牧野委員】 22ページのワーク・ライフ・バランスの感想なんですけれども、今後の課題というところで、やはり子育てに携わる時間が女性が長くて、男性がなかなか関われないという課題があって、いろいろな施策が行われても改善していくのは難しいんだなというのが、自分の経験や体験を通じてもすごく思うところです。

その上の女性の就労に関する支援というところでもそうなんですけれども、本当に女性の非正規雇用がとても多くて、私もそうですけれども、これまでいくつも転職しているんですが、本当に場所によって違いますが、1年ごとの雇用の更新という形で全然安定しないので、その辺りがもう少し男女平等ですから女性を労働力として正規雇用でうまく活用できるような世の中になっていければと思っています。

【佐藤会長】 女性の位置があまり変わっていないということですね。

【牧野委員】 そうですね。ぱらぱらとめくっていたんですけど、ちょうど30代のM字カーブについて、相変わらずあまり変わっていないなと思ったので。どうしても出産・子育ての時期と大学卒業して仕事を覚えていく時期とが重なってしまうので、やはりどっちもっというのなかなか選ぶというか、現実できないですね。そこを両立できないではなくて、何とか改善していかなくはとも思うんですけど。世の中の流れがそうになってきてはいるんでしょうけれど、でもなかなか難しいかなと。ちょっとジレンマを感じています。

【佐藤会長】 そうしたら、何かこの目標の部分の中に加えますか、女性の対策について。

【牧野委員】 そうですね。積極的にどうというのは、ちょっと自分自身での提案というのは難しいんですけど。もし女性の雇用関係を整えるというのであれば、例えば手に職という形で、パソコンとか技能的なものをもっと支援しますよとか。そういうのをすごくアピールしていただければうれしいかなと思います。もし、それが願っているような

方たちに、小さいお子さんがいて参加できないというのであれば、託児もちゃんとやっていますみたいなアピールもしていただければうれしいんじゃないかなと思います。

【佐藤会長】 パソコンはどこかでやっていましたよね。

【事務局（深草）】 女性の就職支援については、男女共同参画室でも行っております。ハローワークなどの就職支援や、また経済課などでも。具体的に市で何かをやりますということよりも、いろいろな関連団体で行っているので参加してくださいというような周知などを行っております。また相談といったところでは就労相談などもあります。そういったところを次の計画でも継続してというような御意見ということではよろしいでしょうか。

【牧野委員】 ありがとうございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。では次の方。

【吉田委員】 若干この中で言いますと19ページの、該当するかどうか分かりませんが、男女共同参画の推進について思うことがありまして。実は、この第5次行動計画事業内容とちょっと比較しているんですが。この中で、やはり子どもの教育というかな。小さい、小・中ぐらいを対象にした教育、エデュケーションというのが、すごく肝要だと思っているんですね。この中で1の4、幼少期、学校教育云々とありますよね。これは小・中学校に勤務する職員対象にということなんです、小・中・高向けの男女共同参画に関するパンフレット。易しい、分かりやすい、何かそういった冊子、パンフレットを求めていただければなと思っております。

ここの目標Ⅰの（1）の小金井市の子供に関することについては、関連性はやや薄い。また方針変更、トーンダウンしているので、こういう点から言ってももう少し子どもたちを対象とした、これからの時代を背負う人たち、子どもたちへの支援ということを私は求めたいと思ひまして。

目標Ⅱの16でしょうか。事業内容の第5次ですね。ここの（1）の①の（70）、こういったところも含めて、放課後の子どもたちへの教育ということも併せて活用してもらったなど。

ですから、5次を受けて6次にそういったことは盛り込んでいただければなと思ひているんです。

【事務局（深草）】 具体的に、どんな事業化をとるか、どういったものを考えていらっしゃるんですか。

【吉田委員】 例えば先ほど事務局でおっしゃいました、計画の体系の31、多様性への理解の促進を追加とありますよね。これ、追加されましたので、そんな中にも盛り込んでもいいかなと思ひているんですね。この中にはないんですね。コメントとして、最初

何かと見たんですが、ちょっとどこに入れていいかわからないんです。新しい項目なのかもしれませんが、そういうのは、中に入れてもらうことはできるかなというふうに。ですから、23ページの男女共同参画を推進する。どうなんですかね。入れてもいいのかなというふうに。

【事務局（深草）】 23ページは、現在の第5次の計画の中の概要ですので、新しい計画にということになるとこの23ページ、あくまで今の現状を書いているので、新たな計画ということですよ。

【吉田委員】 成人プラス教職員だけじゃなくて。大人じゃなくて。小・中・高でも分かりやすい男女共同参画についての、例えば漫画でもいいし、絵入りでもいいんですが、そんな形でのコミュニケーションが、放課後云々とありましたね、先ほど。そういうことも含めて、その場で啓発できればいいかなというふうにちょっと思ったんです。

【佐藤会長】 すいません。本日学校関係の委員がいらっしやらないので、ちょっとその部分のお答えはできないと思うんですけど、多分小学校、中学校もやっているとありますが。この中には出ていないけれど、それは教育委員会がやる部分ですね。ですから、教育委員会の中でやっていくものは、DVも男女平等もそうですけれども、それを小学校から多分パンフレットを使って教えているとは思いますが。

ですから、それに関して、教育委員会とタイアップしてやるのかどうかでしょうか。以前一度ヒアリングしましたけれど。

【吉田委員】 先ほどの教育委員会とのつながりがあるので、なかなか難しいというので先ほどもおっしゃっていましたが。

【佐藤会長】 教育委員会が子どもたちに対して行っていることというのは、ちょっとこの中には出てこないですね。学校の生徒に配るぐらいのパンフレットを作ってくださいとは言ったんですけど、それは教育委員会と調整が必要というところです。だから、それをこれに入れるとするとどうするかというところは、事務局で考えていただくことと思います。だから、そう思うのであればおっしゃってください。

一番苦労するのは、子どもたちダイレクトに何もできないんですよ。だから、一度子どもたちにアンケートを取りたいと言ったんですけど、それは教育委員会を通さないと、学校を通さないととか、調整が必要みたいなので。でも、本当は一番小学校五、六年の子どもたちに男女平等に関して、あなたたち、どう思っているのかって聞いてみたい。けれど、それがなかなかできないんです。

【事務局（深草）】 今、非常に厳しい御意見が出ていますと伺っておりました。男女共同参画を進めていく中で、どのような体系で進めていくのかということの中で、やはり子

どもたち、そして福祉の分野、そしてこうした企画の部門というふうなそれぞれの市の部署がありまして、それぞれで進めておりますことは、この行動計画に関しての実績報告などを見ていただき、かなりの多岐にわたる事業に関しての報告が上がっている状況がありますので、お分かりいただけるのかと思います。

そして、男女の計画に関して、またそれぞれの事業の中にどのように男女の視点を入れていくのかということ、やはり担当課がそれぞれ持っている事業の中で取り入れていくかという考え方については、担当課の考え方ということも当然でございます。

私どもとしては、進めていくためにこういった報告書などで毎年、推進を確認しているというところではあります、やはりそれぞれの担当課の持っている事業、それぞれの事業の目的というのがあります、その目的に沿って事業が行われ、その中に男女共同参画の視点を入れていくというところで男女共同参画を推進というものもありますし、直接的に男女共同参画を進めていくための事業というものもあります。

そのところで、なかなかそれぞれの事業の種類や状況というものも違いますし、担当している部署などもございます。そうした考え方が様々ある中で、どのように進めて、どういった方法を取れば、男女共同参画を各事業の中に入れていけるかということ、常に事務局としても考えて、いろいろな形でのアプローチはしているところではありますので、事務局からこれをやりなさいとか、こういうふうにしていくんですという形での事業化というのは、なかなかそこはそれぞれの事業を担当している課があるため、難しいというところは申し上げておきたいと思っております。

ですが、だからといって何もしないということでもないのかなと思っていて、何とかうまく、こういったところならどうかという提案をしていくことというのは、私たちとして考えていくところの一つでもあると思っております。

すいません。ちょっとこうしますというふうにはっきり言えればきっといいんでしょうけれど、ご理解いただければと思います。申し訳ありません。

【佐藤会長】 一番大事なところなんですね。実は、男女共同参画と男女平等というのは、人権とともに小学校から教えていかなくてはいけない。人権は多分すぐ小学校で教えていると思うんです。小学校低学年の子に聞いてみたら、もともと何にも思っていないよと言っていた子もいました。そういうふうに思っている子たちもいれば、そうじゃない子たちもいるんだなということは分かりますけれども。

多様性ということになってきますと、もう男女というより、男もあるし女もあるし、男じゃない人、女じゃない人もいます。だから、それをこれから小学校でどういうふう、中学校、高校でどういうふう、教えていくのかなというのが、やっぱり一番気がかり

です。小学校で教える部分かなということがあります。

ですから、男女平等といっても、男と女だけじゃなくて、いろいろな性の人たちがいる。性がないという人たちもいるんですね。男性でも女性でもないという人もいますから。そういう人たちも含めて、例えば小金井市をいい社会にしていこうということはどういうことなのかというのを、私自身も考えていかなければいけないということはあると思います。

【唐家委員】 さっきあまり目を通し切れていなくて、この意見というのを伝えられていなかったんですけども、そういう話もあるので、男女じゃない、性じゃないというところで、30ページの基本目標のところには、多様な性の在り方や性にとらわれない多様な生き方への理解の促進というのがあるんですけども、性にとらわれないというのはすごく大事なキーワードだなと思いますので、ここだけではなくて、基本目標のⅡのところにも性にとらわれないで自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能とするというふうに、言葉だけにはなるんですけど、性にとらわれないという言葉が、キーワードがもう少しいろいろなところに入るといいのかなと思いました。

【佐藤会長】 ありがとうございます。ほかにございませんか。

【吉田委員】 自分たちの世代とは、全然時代が違うかもしれないけれども、今、時代が変わりつつあって、そういった差別というか認識がだんだん方向が変わっていく中で、やはり小さいときから少し分かりやすくそういったものを提供できるシステムがあればなというふうな話です。以上です。

【唐家委員】 あと、15ページの女性の年齢5歳階級別労働力率です。さっき話題に入ったんですけど、小金井市のM字カーブが東京都と国の平均に比べて急だなとすごく思いました。急ということは、何かしら重点的に保育園とか学童施設などとか、子どもを預けられる環境整備が必要だということがあるんですけど、それとプラス対象外の事業。このM字カーブとすごく密接に関わっている概念としても、リプロダクティブ・ヘルスというのが大事だなと思うんですね。

というのも、いつ子どもを産むのかとか、子どもを産むだけじゃないですけど、女性の性の健康という部分の啓発をしつつキャリアプランを立てていくということにもつながるので、東京都のパンフレットの中からリプロダクティブ・ヘルスの情報がなくなって、健康課では配布がされなくなったというニュースと、これは健康課の事業としてはなくなったけれども、男女共同参画課としてはこれは継続していくんでしょうか。

【事務局（深草）】 はい。男女共同参画の視点としては、こちらの女性の権利の部分もあり、女性が出産や、産む、産まないなど、ライフプランというところも併せて重要な視点ではありますので、男女共同参画室としては、引き続きリプロダクティブ・ヘルス／ラ

イツに関しては啓発という形で取組を進めていく予定です。

【佐藤会長】 ほかにありますか。

【唐家委員】 それは言葉として、この中には入ることになるのでしょうか。

【佐藤会長】 これは、東京都が作った冊子を配るだけだったから廃止にしたんです。だから、リプロダクティブ・ヘルス／ライツという考え方に関しては、その前の女性の健康のところ。

【唐家委員】 健康のところですか。

【佐藤会長】 男女共同参画の基礎となる人権の尊重、目標 I の（2）の中には入りませんが、ただ、東京都が作った冊子には載っていないということで、では、小金井市で作るかどうかは早急にはいかないので、I の（2）の中には入っていますよね。

【唐家委員】 すいません。これは、新型コロナウイルス感染拡大で若年層、10代、20代の妊娠が今すごく増えていて、かなり大事な話かなと思うので、どこかに入れていただくとか。新型コロナウイルス感染拡大という情報を、若年層の妊娠が増えているという状況を考えると、今回のこの長期的な教育というよりは、どこかの啓発のところ。もしくは母子保健の事業の中に位置づけてもらうという形で反映していただきたいなと思いました。

【佐藤会長】 いきなり事業というのは難しいかと思います。まず、調べなきゃいけないですね。本当にコロナで妊娠が増えているのか。それ以前から増えているとも言われているんです。しかも小学生。だから、そういう若年層の妊娠というのが増えているということがずっとあって、そこに新型コロナウイルス感染拡大が来て、また増えているのかなという感じがするんですけれども。まず統計数字をちょっと追わないと、無理ですよ。数字を基にしないと何もできないと思うんです、市役所の事業としては。

ですから、そういう数字をまず明らかにして、どういう現象が起きているんだということを明らかにして、では、どういう方策を取ったらいいか。特に小金井市ではどうなのかということが分かれば、一番本当はいいんですけれど。そうすると、どういうふうなことをずっとやっていくことが分かると思います。

それを含めて、どこかに書いていくということですか。

【唐家委員】 数字というのは、東京都の数字とかになるかもしれないですけど、妊娠SOSだったりというところでの相談が、前年度とは大きく離れているという数字は幾つか出ているかと思うので、それを小金井市はどういうふうにやっていくかということだと思います。

【佐藤会長】 それは、じゃ、小金井市のほうでちょっと調べていただいたほうがいい

のかな。

【事務局（深草）】 小金井市もそこまでの情報把握はできないと思うんですが。

【唐家委員】 ちょっと細かい話になってしまったので。

【佐藤会長】 女性の健康をやっている健康課に確認してみたほうがいいですね。

【唐家委員】 そういう細かい数字より、昨年の令和元年度のデータで、リプロダクティブ・ヘルスの評価がなくなったということがあったので、引き続きほかがやっていくためには、何かしらこの中に言葉として入っていたほうがいいのかなという希望です。

【事務局（深草）】 計画の黄色い冊子の48ページを見ていただくと、施策の方向の中で、女性のライフステージに応じた健康づくりというのがございます。女性が、人生の中で自分自身が健康に関して考えていくための情報提供に努めていく。そのためには、やはりリプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解というものが重要だということで、施策の方向性に関しての考え方に書いております。

ですので、こういった形の考え方で入れていくということであれば可能かと思っております。計画の中でもリプロダクティブ・ヘルス／ライツというのは、男女共同参画室のほうでも引き続き行ってまいります。そちらが若年層ということになると、なかなか今後事業化というのはどういうふうにやっていくのかというのが難しい部分もあります。計画の考え方として、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関しては情報提供が必要ということもありますし、やはり女性のライフプランの中に組み込んでいく考え方ということで、表現として表していけるのではないかと思います。

【唐家委員】 ということは、ライフプラン外の、学校を卒業して就職して妊娠して結婚してという、一般的と言われているライフステージがあると思うんですけど、それを基準にしたリプロダクティブ・ヘルスの啓発ということになるわけですか。

【事務局（深草）】 何を基準にということになるかと思うんですが、リプロダクティブ・ヘルス／ライツをどう捉えていくかということにもなると思います。確かにいろいろなケースが想定はされると思います。その中で皆さんに広く知っていただくためには、理解していただくためには、そして情報として受け取ってもらうのには、どういう形にしていけるのかがいいのかということも考えながら、情報提供というのは行われていくことが必要だと思います。

一般的なものだけということでは決してないとは思いますが、実際にリプロダクティブ・ヘルス／ライツという考え方に関しては、女性のライフステージに応じてということもありますし、課題として、今、東京都などの啓発冊子などを見ますと、不妊などの考え方というものも現在出産の年齢が広がっているということもありますので、そうした

中で、子どもを持つということに関して、もう少し男性と女性両方で考えていきましょうというような啓発の方法にもなっております。こういった形でリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関して知っていただきたい、理解していただきたいというやり方というのは、いろいろあるのかなと思います。

ですので、決して一般的なライフステージ、ライフプランというふうなことではありません。

【佐藤会長】 そうですね。ライフステージというのは各人違うんです。

【唐家委員】 違いますね。

【佐藤会長】 何歳で子どもを持つとか、結婚するかしないかとか、いろいろ死ぬまで、各人のライフサイクルというのが、それは違いますので。それぞれの年代のそういうリプロダクティブ・ヘルス／ライツというのは、私はすごく重要だと思います。

【唐家委員】 できたら一言。

【佐藤会長】 できたら一言入れていただきたいですね。

それでは、皆さん、今頂いた御意見を踏まえてということによろしいでしょうか。

【事務局（深草）】 ちょっとどこまで対応できるかというのは、いろいろな御意見を頂いたので。対応できるところと、あと訂正が必要なところなどもちょっと検討させていただいて、また次回のときに御提出させていただきますので、よろしく願いいたします。

【佐藤会長】 じゃあ、次回に最終的な見直しを行うという感じでよろしいですか。よろしいでしょうか。では、これについてはもう一回、次回ですね。

【佐藤会長】 はい、次回また御意見を願いいたします。

その次に新規・未掲載事業についてというのと、対象外事業についてという最後2ページがありますが、まず小金井市第6次男女共同参画行動計画、対象外事業についてはどうでしょうか。今リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関して、東京都の冊子を配るのを廃止することになりましたけれど、それ以外について、廃止でいいかどうか。ちょっと待つてほしいとか。そういうのがございましたら。

ちょっと、いいですか。(76)－3。これ、プレママ・プレパパの支援事業は、事業ではなく一つのテーマであるため、次期計画では事業対象外としたというのは、何の一つのテーマなんでしょうね。

【事務局（深草）】 こちらなんですけれども、プレママ・プレパパ支援事業という考え方に基づいて、事業化というところまでは現在至っていないという状況です。こちらのプレママ・プレパパに関する内容がちょっと今のところ、まだ進んでいないという状況があります。例えば事業ということになりますと、公立保育園全園で取り組むような内容にな

ってくるかとは思いますが、なかなかそこまで行っていないという状況があるようです。実際取り組んでいる園というの少ない状況がありまして、利用者の方もあまり多くない様子ですので、試行的に始めたという状況がまだ継続している状況と聞いております。

そうなりますと、それを男女の計画の一つに載せてしまうと、ちょっと今後まだどうなるか分からない状況もありますので、今回は計画の対象外というふうに考えております。

【佐藤会長】 そのようにしたということですね。でも、男性パートナーの出産・育児に関する見学とか体験とか、今、はやっていますよね、少しずつ。これに関して、どこかでやっていたつけ。

【事務局（深草）】 男性の参画というところで考えますと、参考資料第5次男女共同参画行動計画事業内容の目標Ⅱの17を見ていただきますと、こちらの（76）番の3が、今プレママ・プレパパというところのお話をしているところなんです、これの下のところなどでは、父親の参画というところで、直接保育園に通われるお父さんだけではないんですけれども、父親の子育てへの参画を促進するような事業は子育て支援課などでも行っておりますし、また、児童青少年課などでも父親向けの事業というところでは取り組んでいます。

【佐藤会長】 両親学級とかですね。分かりました。

あと、ございませんか、皆さん。

【唐家委員】 質問なんですけれども、対象外事業の中の外国人相談の実施で、事業の利用件数が少ないため、継続の可否を判断するというふうにこれにはあるんですけれども、これの周知というのは、何語でされていたんでしょうか。

【事務局（深草）】 ちょっと何語なのかまでは、事業担当課ではないので分からないんですけれども。

【唐家委員】 そうですよ。

【事務局（深草）】 言語によって違いがあるということでしょうか。

【唐家委員】 はい。今ぱっと小金井市の今の外国人相談のお知らせというページを見たら、全部日本語での周知になっているので。

【事務局（深草）】 周知が外国語で行われているかどうかということでしょうか。

【唐家委員】 そうですね。外国語で、英語、中国語、ハングルとあるのであれば、英語、中国語、ハングルでの周知というのが必要だと思います。一応振り仮名は振ってあるんですけれども、日本語って読めない方もすごくたくさんいると思うので、ちょっと来ないというのは、何かもしあるのであればと思ったんです。もし私が見つけられていなかった

らと思ったんです。

【事務局（深草）】　こちらは事業担当課のほうでの見解ということですよ。例えばこれが男女共同参画室のものであれば、ではもう少し詳しく検討方法がご説明できるんでしょうけれども、あくまで実際にこちらを担当している担当課としての見解ですので、その周知方法について確認してみますが、方向性については、事業継続の可否を判断するということの必要性についての考え方というのは、ちょっとそれで変わるかどうかは、この場では申し上げられないです。

【唐家委員】　分かりました。

【佐藤会長】　すいません。佐藤ですけれど、(41)－1に妊娠届出・母子健康手帳というか、母子手帳のほうはここでは計画対象外ですけれど、担当課ではやっているんですよ。

【事務局（深草）】　やっております。これは市の事業として継続しています。こちらに関して実績報告をして評価をしていくというところです。

【佐藤会長】　そこまでのことではないですね。

今の御質問を含めて、おおむね概案どおりでよろしいでしょうか。

（「よろしい」の声あり）

【佐藤会長】　あと、また廃止したい事業などはありますか。

あと御意見なんかはないですか。

では、おおむね提案どおりで進めるということで、これはよしということにさせていただきます。

それから、新規・未掲載事業に関しては、これはこれから新しいものですから、これはこのままでいいと思いますけれど、皆さん、何か御質問ありますか。

よろしいですか。

じゃ、これもおおむね提案どおりで進められるということで、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【事務局（深草）】　申し訳ありません。新規の事業についてなんですけれども、緊急一時保護の宿泊費等助成についてなんですけど、こちら、今年度からの事業ということで報告させていただいております。こちらを計画の事業として、評価や報告書の提出やそれに対する御意見ということになりますと、こちらはDV被害者支援に関する男女共同参画室の事業と同じ項目の中を含めた形で入れさせていただきたいと考えております。次の計画の中で、新たに1項目事業が加わるというようなことはちょっとイメージしておりませんが、いかがでしょうか。

【佐藤会長】 いかがでしょうか、今の御提案について。それは構わないと思います。じゃ、よろしいですか。

それでは、御提案のまま進めるということにいたします。

(3) パートナーシップ宣誓制度について

【佐藤会長】 次に最後ですけれども、すいません、時間が過ぎております。パートナーシップの宣誓宣言についてです。事務局より御報告ください。

【事務局（深草）】 パートナーシップ宣誓制度についてです。この間、審議会の皆様には様々な御意見を頂きまして、誠にありがとうございました。

前回審議会で御報告させていただきましたが、パブリックコメントを実施いたしました。6月16日から7月15日までの約1か月間です。御意見を頂きました人数は14名ということで、そういった結果になっております。そして、意見の件数といたしましては、中にも幾つかの御意見を頂いている方がいらっしゃいますので、約30件の御意見を頂いたということになります。パブリックコメントの全文に関しましては、9月に市のホームページで掲載を予定しております。

今回皆様に参考資料として事前にお送りしましたものに関しましては、類似した御意見などもあったことから、それをまとめ、11項目としました。内容に関してもかなりいろいろ熱心に書いていただいたものもございました。審議会の皆様に御覧いただくものとして、簡単にまとめた形で、今回意見としてお配りしております。

パートナーシップ宣誓制度パブリックコメントのまとめという参考資料を御覧いただいてもよろしいでしょうか。こちらについての市の考え方について、簡単に御説明させていただきます。

まず、1、第2条、パートナーシップの定義について。「性的少数者（典型的とされていない性自認又は性的指向を持つ者をいう。）」を「(多様な性自認又は性的指向を持つ者をいう。）」に変更を希望するという御意見がございました。こちらに関しましては、まず典型的なという表現に関しては、関連団体のガイドラインなどに記載されていたり、またほかの自治体などの状況も参考にしながら、典型的とされていないという表現を使わせていただいておりますが、やはりより分かりやすい制度としていくために、御意見を参考に文言については少し検討させていただきたいと考えております。

2番、要綱本体の案文は、旧来の行政言葉のため、概要（案）のです・ます調に合わせてほしいということです。こちら、要綱に関しましては、市の作成する公文書については、小金井市公文書規程に基づき作成されているものです。公文書規程では、文体は原則とし

て、こちらで書いております行政言葉というふうに言われております「である」調を基調とする口語体を用いております。

ですが、公示文及び一般文などでは、なるべく「です・ます」を基調とする口語体を用いるというふうにも書かれておりますことから、概要版については「です・ます」調で書かれております。そういった状況がございますことから、要綱の本体に関しましては、変更せずこのままの形で進めたいと考えております。

3番。第4条第2項。事前に昨日メールでお送りいたしましたように、参考資料としてパブリックコメントの内容についてお持ちくださいとお願いしております。こちらも御覧いただければ分かりやすいかと思えます。

こちらの要綱案の第4条2項のところでは、外国籍を有する場合の添付書類について。外国籍を有する方に関して、日本国籍ではございませんので、戸籍を取ることができません。そういった方たちの場合は、通常婚姻の申請に関しては、婚姻要件具備証明書というものを大使館から取得している状況があります。そちらをつけていただきたいというところで、要綱に記載しております。こちらについては、やはり双方に配偶者がいないことを確認するためという目的がございますので、このまま婚姻要件具備証明書の書類を添付して提出していただくということで考えとして持っております。

4番、パートナーシップの定義を性的少数者に限らず拡大することについての御意見です。現在、市におきましては、パートナーシップ宣誓制度の制定に関する考え方というものがございます。こちらに関しては、性的少数者の方への理解促進というところで制度として進めているところでございます。多様性を認め合う社会に向けてということへの理解促進ということも考えてございます。そうしたところから、現在こちらの制度に関しては、性的少数者の方を対象とした制度と考えております。

5番、事業者へ制度創設の際には広く周知してほしいという御意見を頂いております。こちらの理解促進に向けての取組としての制度というふうに策定しておりますので、今後こちらについては市内の事業者の方への理解促進ということも何らかの形で進めていければと考えております。

6番、要綱の第3条の6号の直系血族について、婚姻とは異なる法的な権利の発生や義務の付与が伴うものではない制度のため、削除を希望するということです。こちらの御意見についてなんですが、要綱案では、民法などの規定も参考に制定しているというところもございまして、現在の法律では、婚姻関係とならない性的少数者の方がいらっしゃるということを前提と考えております。また、そういった方への理解を進めていくということも重要であると考えております。

民法の婚姻の要件というものがございまして、その中では、近親者の婚姻の禁止というところが禁止要件として書かれておりますことから、こちらに関しては、制度としては直系血族など近親者の方に関しては、今回の制度の対象というふうなことでは考えてはおりません。

7番の独身証明書は行政書類上、このような証明書は行政窓口で発行されるものなのか。戸籍抄本と戸籍証明書以外の独身証明書なるものは不必要であるというところから、こちらに関しましても、双方に配偶者がいないことを確認するための書類でございます。独身証明書に関しましては、本籍のある自治体で取得することが可能となっております。戸籍抄本と戸籍証明書以外の独身証明書というより、戸籍抄本や戸籍証明書あるいは独身証明書のいずれかの提出によって、双方に配偶者がいないことを確認するという制度となっております。

8番第2条（1）共同生活、第3条（3）で市内に住所を有するとあるが、同居が要件か。市内で別居しているカップルは対象となるのかということでございます。こちらに関してなんですけれども、やはり同居が望ましいという考え方で制度としては考えております。ですが、実際に同居できない状況の方もいらっしゃるという認識も持っております。

同居を前提としている場合と、前提としていない場合という制度の作り方が、それぞれございます。その際に、やはりこの制度を御利用されたいというときに、同居に関して確認を今後されることもあるのではないかと考えております。今回発行しますこちらの受領証等だけでは書類としては不足になることも今後生じてくると思っております。ちょっとこちらに関して、審議会の委員の皆様様の御意見なども頂ければと考えております。いかがでしょうか。

【佐藤会長】 取りあえず全部読んでください。

【事務局（深草）】 9の第8条、返還に関してです。こちらに関しては、返還に関する規定の整備なんですけれども、やはりこちらは双方の宣誓に基づいて確認書などを提出していただいて、そして市として受領証を発行する制度です。各種の要件を満たさなくなった方の場合には、返還届を出していただくなどの手続が必要と考えております。また、住所などが変わられた場合は、変更届なども出していただくということもございますので、同様に状況が変わった場合は、変更届を出していただく制度と考えております。

10番の今回の要綱は、公正証書等の受領は含まれていないがというところから、将来的には、希望するカップルには、療養看護や財産管理などに関する委任契約の公正証書受領証の交付も選択できるよう希望するというところです。こちらに関しましては、公正証書等を盛り込んだ制度としていくかどうかというところは、審議会の皆様からも御意見を

様々頂いております。その中で、やはりまだ現状においては、公正証書について一体どういった形の制度としていくのかというところまでなかなか検討が進まなかったというような事務局での状況もございまして、ほかの自治体などの様子も見ながら、今後必要であればまた検討していくと考えております。

最後になります。11番、転居などのたびにパートナーシップの返還・申請を繰り返す必要がないよう、他自治体との広域での制度化を東京都内でも進められれば、より活用しやすい制度になるという御意見です。各自治体、こちらの制度に関して少しずつ取組が進んでいる状況もございまして。その中で自治体ごとに制度設計というものが少しずつ違ってまいります。対象者であったり、書類であったり、実際にどういった対応をするのかということも違いが出てきております。そういったところも様子を見ながら、実際にどういった形であればできるのかということも考えていかななくてはいけないと考えております。ほかの自治体の様子なども把握しながら、情報収集に努めていきたいと考えております。

パブリックコメントについてのまとめに関する考え方は以上となります。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

まず1番の性的少数者、これはちょっと検討ですね。

【事務局（深草）】 こちらについては、ちょっと分かりやすい表現に、ほかの自治体などもいろいろな表現が使われておりますので、変更ということで考えていきたいと思っております。

【佐藤会長】 2番は、である調であることには変わりないと。

3番ですが、婚姻要件具備証明書というのは、幾らぐらい取れるんですか。

【事務局（深草）】 国によって違いがあります。全部の国を調べられたわけではないんですけども、アジア圏ですと1,000円から2,000円の間。アメリカですと、ちょっと50ドルという。先ほど申し上げたのは円ベースでの金額ですけども、国によって違いがありますが、1,000円、2,000円の範囲のものかなというふうには調べておりますが。すいません。それ以上のものがあるのかどうか、調べ切れなくて申し訳ないんですけど。

【佐藤会長】 でも、これは必要な証明書ですよ。アメリカは高くても払うしかないんじゃないかなという感じはします。

パートナーシップの定義を性的少数者に限らず拡大する。これはもう性的少数者ですね。

【事務局（深草）】 はい。現在の制度としては、性的少数者の方の抱える課題に関する取組と考えておりますので。

【佐藤会長】 そうですね。独身証明書は不必要ではないと。だから、戸籍抄本、戸籍

証明書あるいは独身証明書ということになりますね。

8番、共同生活。これ、同居が必要か。これは難しいですね。同居しない場合、例えば3か月以内に同居しますというのはいいんですけれど、中には同居できない人たちもいるでしょう。だから、その場合にどうするかという。これを聴きたいということですね。分かりました。

皆さん、いかがでしょう。

考えていただく間、ちょっと読んでしまいますね。

第8条の返還に関してなんですけれど、これ、返還の表現を変えるんですか。返還しなければならないでいいではないですか。

【事務局(深草)】 こちらに関しては、市の発行する証明書ということになりますので、返還ということは求めてまいります。

【佐藤会長】 それと、一方だけの意思の場合、困るとありますけれど、これはどう ことがありますか。これはちょっと困るんじゃないかなと思いますけれど。離婚証明書も必ず両方の合意がなければいけませんよね。

【事務局(深草)】 そうですね。

【佐藤会長】 これはどういうふうになるんですか。

【事務局(深草)】 こちら、例えば今すぐ生じる課題ではないと思うんですけれども、今後長い間で、婚姻関係の方においてもそれぞれトラブルが発生するようなこともありますので、その際にどのような形を取るのが一番いいのかというのは、ちょっとこちらはほかの自治体の状況なども見ながら考えていくことが必要になってくる場面があるとは思いますが、現状の制度のまま、取りあえず進めていきたいと思っています。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

公正証書、これは今回ははらないんですね。

【事務局(深草)】 やはり公正証書といったものがどういったものなのかというのが、情報がまず個人的なものですので、各自治体のほうに情報をというふうをお願いした場合でも、当然ですが各個人の個人情報に関わる部分ですので、なかなか情報などもつかめない状況の中で、どういった公正証書が必要なのかという検討というのは、現段階では進んではおりません。

【佐藤会長】 法律上は一体何と何が、例えばパートナーシップの証明書では使えませんとかということは分かるんですか。

【事務局(深草)】 法律で規定されていることであれば分かると思いますが、公正証書のつくりというのがどういう内容になるのかというのは、例えばどういった項目が入って

いれればいいのか、そこに何か付随するような補足的な部分が入っている場合はどうするかというようなこともあると思います。そうすると簡単にこうですというようなものであればいいのか。それ以外のことが入ってしまうと違いがあるのかということも考えていかなければいけないので、そこをやはり読み解くには、もう少し事例が集まりませんとちょっと難しいなというのが考えとしてはございます。

【佐藤会長】 説明書には入るんでしょうか。公正証書はどういうときに使えますか、どういうときに必要ですかというのは、そういうクエスチョン集は作るんですか。

【事務局(深草)】 会長おっしゃっていただいたように、公正証書の必要性というのは、婚姻と違いまして、法律に基づかないという関係性である方たちですので、非常に重要となってくる場面もあるんだと思います。そうしたところは知っていただきたいということもありますので、今後作成する手引き、そういったところの中で公正証書について知っていただくという内容を入れていくことは予定しております。

【佐藤会長】 この最後ですけれど、東京都内でも今、発行しているの、幾つの自治体でしたっけ。中野区と渋谷区と他には。

【事務局(深草)】 今、全部把握はしていないんですけれど、区部でも増えてきています。

【佐藤会長】 5つか6つですよ。

【事務局(深草)】 やっております。あと市部では府中市だけです。

【佐藤会長】 そうですね。

【事務局(深草)】 また、今後検討していくという自治体もございますので、それがどのような制度になっていくのかも少し様子を見ていかないと、連携というのもまた今後の課題だとは思っています。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それでは、第8に戻ります。同居要件ですね。これについてどう考えるかなんですけれども。

【唐家委員】 学校に行っていたり、介護だったり、あとは仕事だったり出張だったり、いろいろなライフイベントがあるので、これを市内だけ同居にすると、本当に限られた人しか継続して使えない制度になってしまって、市内に限らず、できるだけ別居というのもできるだけ広い範囲にしてほしいと思います。

【牧野委員】 家賃とか住宅事情もそれぞれがあると思うので、私は別居でも大丈夫というふうに思います。

【吉田委員】 特にございませぬ。

【永並委員】 いや、ちょっと何とも言えないです。確かに同居できない事情がある方は出てくると思いますが、そういう意味では、別居しているカップルも対象としていいというふうに思いますが。半分半分でもいいかなと思って。というところがあります。

【松本委員】 別居しているカップルを対象としてもいいんじゃないかと思ったんですけども、そうするとやっぱり市内というところ。今の状況だと限られていると思うんですけども。市外でもいいではないかという場合に、どう対応したらいいのかなというところが。双方が同じ市内にということは、パートナーシップ制度的にはあると思うんです。

【佐藤会長】 すごく難しいですね。

【唐家委員】 片方が市内に住んでいたら大丈夫という自治体もあるかと思えます。両方とも他市とかというのは、ちょっと思ったんですけど、片方を市内。もう片方というのは、今、結婚でもばらばらに住んでいる方っていると思うんですけど、そういう意味でも多様な生き方というものを、従来の結婚にわざわざ当てはめる必要がないのかなと思えます。探せば事例はあると思うんです。

【佐藤会長】 私も、同居にこだわるというのは、やっぱり民法にこだわっているんじゃないかなという感じがするんですが。結婚している場合でも別々に離れている人がいる現在ですから、同居していなくてもいいんじゃないかなとは私も考えますけれど。制度ですからね。それは同居にしたいという人が出てきてもおかしくはないんだけど。だから性の多様化もそうだけでも、家族って何かという、その捉え方がもっと多様化してくるといいなという感じがしますね。家族の捉え方が多様化になったら、同居していようとしていまいと関係ないのではないかと思ってしまうんですけど。

【事務局（深草）】 民法では、同居の義務というのがあります。

【佐藤会長】 ただ最初は同居しているという場合もあって、そこが難しいですね。半々でしょう。ある意味別居の場合もあるのでね。難しいですね。

【唐家委員】 これは、いろいろな人が、本当にいて。私は自分がシングルマザーなので、そういうパートナーがいたときに、すぐに同居するかと言われたら、それはちょっと違う。人だけじゃなくて、仕事でそもそも一緒に住めないという人もたくさんいると思うので。離れていくか、どうかはちょっとまた違うんですけど。

【佐藤会長】 だから一緒に住んでいても離れて住んでいても、同じ市内ならばという話でした、まずは。だから、片方1人が小金井市内に住んでいて、もう片方が別のところ、そこまではまだ早いかなという感じがするけれど、同じ小金井市内だったら、離れていてもいいんじゃないかなという感じがします。

いろいろな人たちがいるんですよ。家を借りる際のこともありますね。どうしますか、

皆さん、これは。

【事務局（深草）】 非常にこのところは判断がつきにくく、やはり民法というのがありますので、先ほどの親族に関しては禁止ということで書いておりますが、こちらの同居に関しては義務というふうになっておりますので、実態としてそうではない方もいらっしゃるというのは、確かにそのとおりかなというふうにも捉えておりますが、この制度自体を広く皆さんに知っていただきたいとか、利用を進めたいというような考えもございます。その中で、皆さんにも難しいところで御意見、お話を頂いたのかなとは考えております。ちょっとここは御意見を参考にしながら、考え方を整理していきたいと思っております。

【佐藤会長】 そうですね。

【永並委員】 実際に実施している自治体ではどのような状況ですか。

【事務局（深草）】 具体的に、一番近い近隣の府中市なんですけれども、同一生計までと要綱ではなく、手引の中で書いております。次に中野区ですが、中野区は同居となっております。同一世帯までは書いておりません。世田谷区、豊島区、文京区に関しては、区内在住ということで、同居までは書いておりません。文京区は今年にできたものなんですけど、区民であれば利用できる制度という記載をしております。ですので、両方ありまして、考え方はそれぞれの自治体によって違いがあるというところです。

【佐藤会長】 そうなんですね。難しいですね。

では、以上のことを踏まえて、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議題は終了いたしました。委員の皆さん、ほかに何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、以上をもって本日の審議会の会議を終了いたします。

— 了 —